

鳴 沢 村
第9次高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

鳴 沢 村

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・期間	2
3 計画策定の方法	2
4 第8期計画のポイント	3
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況	7
1 統計データにみる高齢者を取り巻く現状	7
2 アンケート調査結果にみる高齢者を取り巻く現状	12
3 日常生活圏域の設定	23
4 将来推計	24
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本目標	28
3 施策の体系	29
第2編 各論	31
第1章 高齢者福祉サービス	31
1 高齢者福祉サービス	31
第2章 介護保険サービス	38
1 居宅サービス	39
2 施設サービス	45
3 地域密着型サービス	47
4 自立支援・重度化防止等の取り組み	51
5 介護給付適正化への取り組み	52
第3章 地域支援事業	54
1 介護予防・日常生活支援総合事業	55
2 包括的支援事業	59
3 任意事業	62
第4章 介護保険事業費の算定	63
1 介護保険事業費の推計	63
2 第1号被保険者の保険料の推計	66
第5章 高齢者の健康・生きがいづくり	69
第6章 高齢者にやさしい村づくり	72
第7章 計画を推進するための施策	75

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日本における高齢化の進行は世界に類をみない速さで進行しており、深刻な問題となっています。国の将来予測によれば、令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上となり、令和22年(2040年)に団塊ジュニアが65歳以上となり、高齢者人口や介護ニーズは今後増加していくことが予測されます。また、認知症高齢者や一人暮らし高齢者といった特に支援が必要な高齢者が増加する一方で、地域のつながりの希薄化や介護人材不足といった課題も多数存在しており、早急な対応が必要となっています。

本村においても高齢者人口及び高齢化率の増加は加速度的に進行しており、令和2年(2020年)10月現在で高齢化率は32.9%となりました。今後も高齢化の進行とあわせて要介護認定者数も増加していくことが予想されます。

本村では、住民が生涯健康で過ごすことができるよう、介護予防や重症化予防に取り組みながら、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進について、近隣市町村や関係機関との連携を図りながら「生き生きと笑顔で暮らせる村づくり」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策を推進してきました。

この度、『第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画』の計画期間が令和2年度末をもって終了することから、国の動向・方針を踏まえるとともに、社会情勢の変化や住民のニーズに対応することを目的として、新たに『第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』を策定しました。

2 計画の位置づけ・期間

- ◆ 本計画は、老人福祉法第20条の8第1項により策定が求められている「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条第1項により策定が求められている「市町村介護保険事業計画」であり、それぞれ本村における高齢者福祉施策、介護保険事業運営に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な計画として位置づけられています。
- ◆ 本計画は、鳴沢村第5次長期総合計画や関連する諸計画との整合を持った計画であり、効率的な施策の推進を図ります。
- ◆ 寝たきり予防・認知症予防等の要介護状態にならないための施策を中心とすることで、介護保険事業計画の効率的かつ効果的な運用に努めます。
- ◆ 本計画の期間は、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の3年間となっています。
- ◆ 次期計画に向けた見直しを令和5年度（2023年度）に行う予定ですが、それ以前でも法改正や高齢者を取り巻く環境の変化などに応じて必要な見直しを行います。

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第8次高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画 見直し ⇒			第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 見直し ⇒			第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画		

3 計画策定の方法

(1) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」の実施

計画の見直しにあたり、高齢者の生活や健康状態、保健福祉サービスや介護保険サービスの満足度等を把握するため、令和元年度（2019年度）に一般高齢者及びすべての在宅サービス利用者を対象に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を実施しました。（調査の概要及び結果については、12～22ページを参照。）

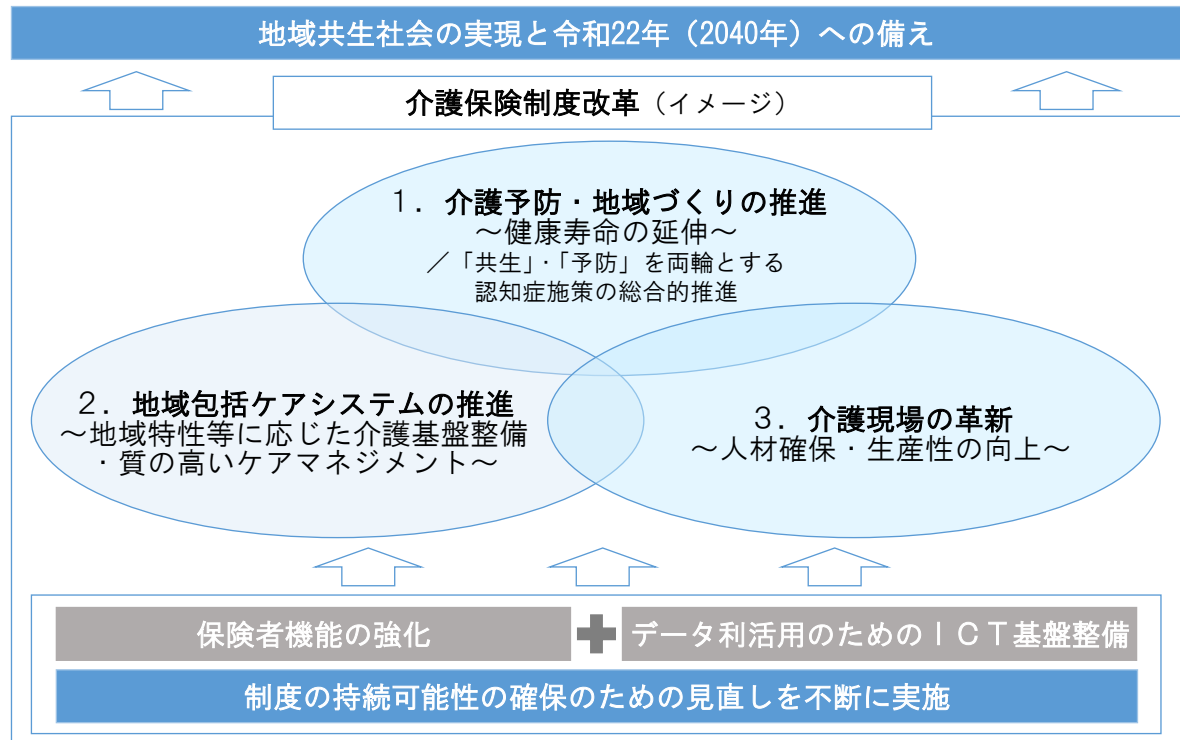
(2) 「鳴沢村高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画懇話会」による計画づくり

計画の見直しに際しては、村民である被保険者等の意見が反映されるよう、行政内部だけではなく、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、村民代表の参画を得て、高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画懇話会を設置して検討を行うとともに、庁内においては事業等に係る連携・調整等を行って策定しています。

4 第8期計画のポイント

近年の状況を踏まえて、社会保障審議会介護保険部会（令和元年（2019年）12月27日）では、3つの方針と、それを推進するために重要な取り組みを介護保険制度の見直しの意見として提示しています。

主なポイントは以下のとおりです。



出典：社会保障審議会介護保険部会（令和元年（2019年）12月27日）資料より

また、全国介護保険担当課長会議（令和2年（2020年）7月31日）では、重要な取り組み等に関して提示しており、以下の7点が重要なポイントとなります。

1. 令和7年（2025年）・令和22年（2040年）を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

【概要】

- 令和7年（2025年）、令和22年（2040年）に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される。
- 介護需要の大きな傾向を把握したうえで、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要。
- 介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要。

【計画への対応】

- 地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定すること。
- 基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえることが必要。【第7期より継続】
- 指定介護療養型医療施設の設置期限（令和5年（2023年）度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載すること。

2. 地域共生社会の実現

【概要】

- 地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要。

【計画への対応】

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みについて記載すること。

3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

【概要】

- 高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる。

【計画への対応】

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載すること。
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として、就労的活動等について記載すること。
- 就労的活動支援コーディネーターによる高齢者個人の特性や希望にあった就労的活動のコーディネートといった取り組み内容を追記すること。
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること。
- 総合事業の費用や事業者・団体数、利用者数について見込むよう努めること。
- 市町村の判断により、希望する要介護者が総合事業の対象となり得ることに留意する旨を記載すること。
- 通いの場について、国の目標を勘案して目標設定することが望ましい旨を記載すること。
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載すること。
- 在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえ記載すること。
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標を、国が示す指標を参考に記載すること。
- PDCAサイクルについて、データの利活用の推進やそのための環境整備について記載すること。

4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

【概要】

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取り組みが進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められている。

【計画への対応】

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載すること。
- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導監督の徹底等による質の確保を図ること。
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を踏まえて計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めること。
- 都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知する取り組みにより情報連携を強化すること。（法案成立後）

5. 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

【概要】

- 認知症施策推進大綱に基づき、「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策の推進が求められている。

【計画への対応】

- 5つの柱に基づく認知症施策を記載すること。
（普及チームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充について記載すること。）
- 教育等の分野との連携に関する事項について記載すること。

認知症施策推進大綱の5つの柱

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

【概要】

- 令和7年（2025年）以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある。

【計画への対応】

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載すること。
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載すること。
- 総合事業等の担い手確保に関する取り組みの例示として、ポイント制度や有償ボランティア等について記載すること。
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載すること。
- 文書負担軽減に向けた具体的な取り組みを記載すること。
- 高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施に関する具体的な取り組み（支援）方針を記載すること。

7. 災害や感染症対策に係る体制整備

【概要】

- 日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要である。
- 日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要である。

【計画への対応】

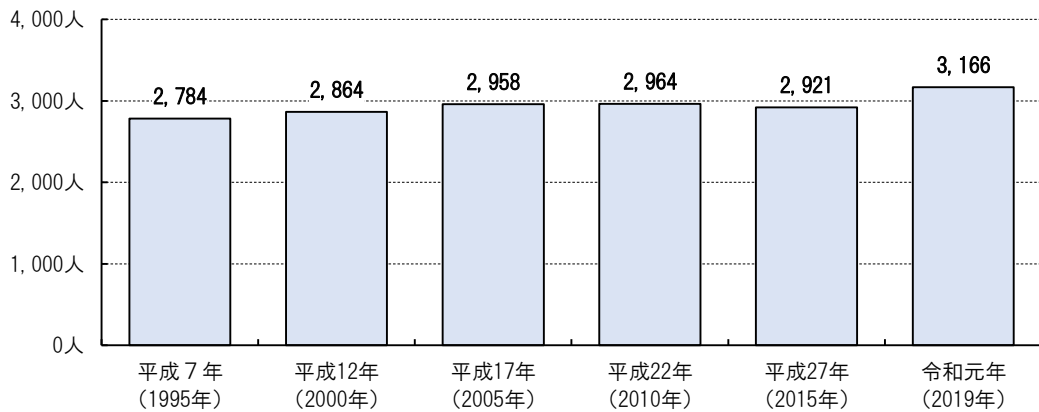
- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載すること。

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況

1 統計データにみる高齢者を取り巻く現状

(1) 人口構造

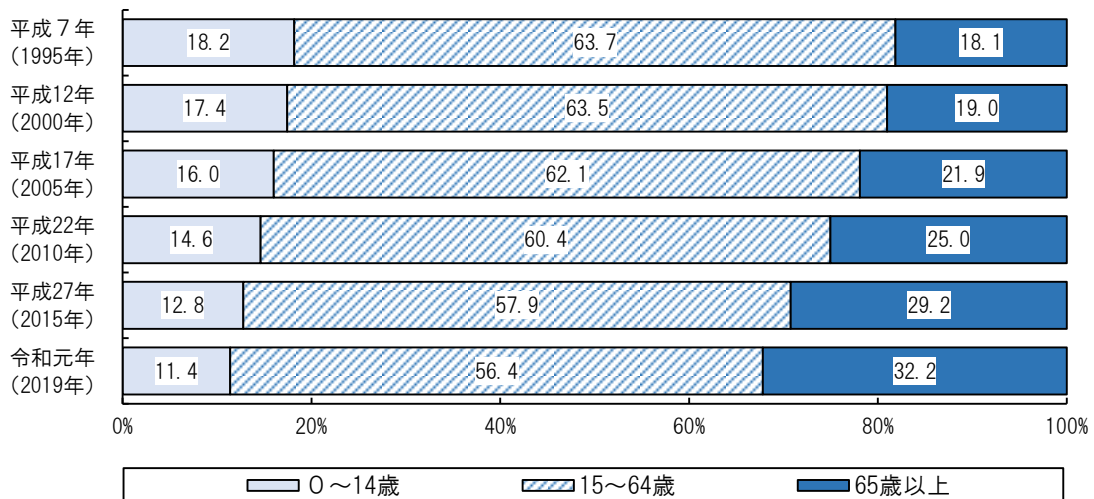
◆人口の推移



資料：「国勢調査」、令和元年（2019年）のみ「住民基本台帳（10月1日現在）」

人口の推移をみると、平成27年（2015年）に一旦減少していますが、令和元年（2019年）では3,166人となっており、増加に転じています。

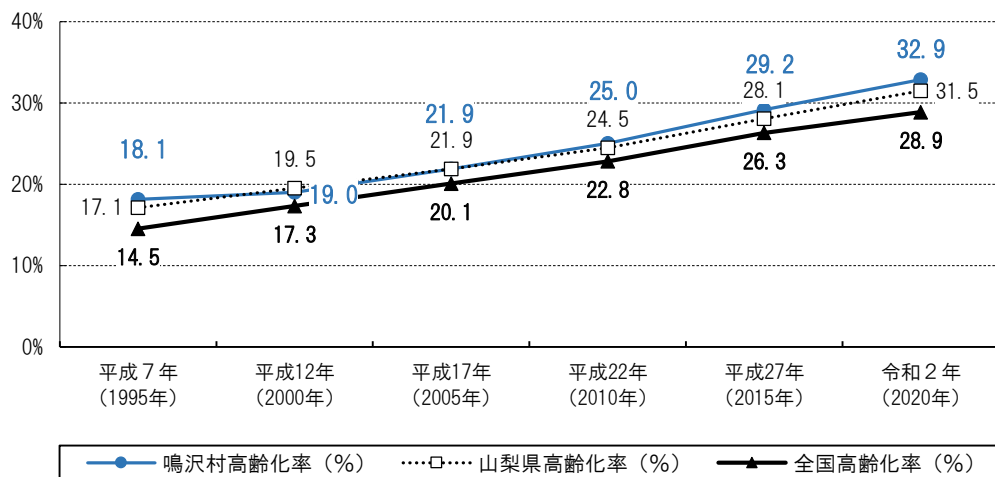
◆年齢3区分別 人口割合の推移



資料：「国勢調査」、令和元年（2019年）のみ「住民基本台帳（10月1日現在）」

年齢3区分別人口割合の推移をみると、令和元年（2019年）では「0～14歳」が11.4%、「15～64歳」が56.4%、「65歳以上」が32.2%となっており、「65歳以上」が「0～14歳」の約2.8倍となっています。平成7年（1995年）以降の推移をみると、「0～14歳」は年々減少し、「65歳以上」は増加しています。

◆高齢化率の推移



資料：「国勢調査」、鳴沢村の令和2年は、「住民基本台帳（10月1日現在）」（村）
 「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」（県）
 「令和元年度版高齢社会白書」（全国）

令和2年（2020年）の本村の高齢化率は32.9%で、平成7年（1995年）以降の山梨県や全国の推移と比較すると、平成12年（2000年）を除いた年において最も高くなっています。

(2) 高齢者のいる世帯の状況

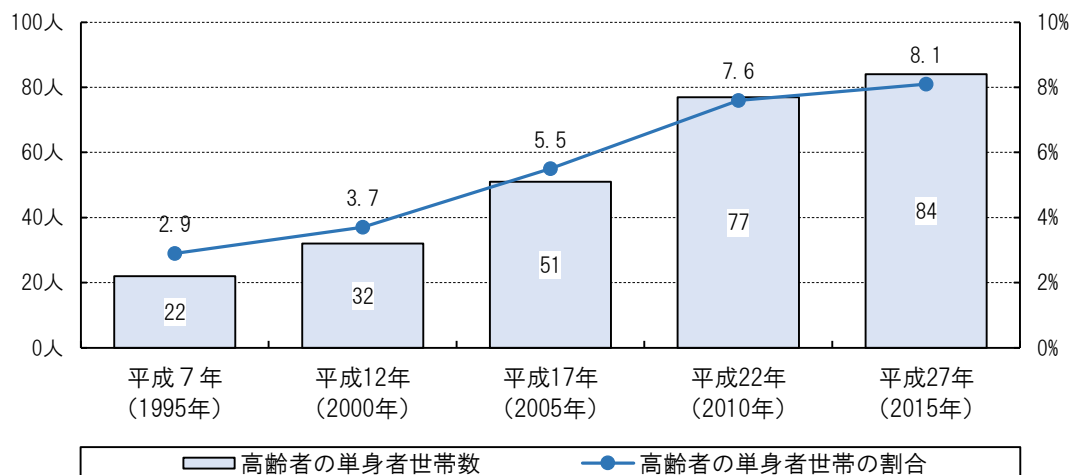
◆高齢者のいる世帯状況の推移

単位／上段：世帯、下段：%

	一般世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯			
		単身者世帯	夫婦のみの世帯	その他の同居世帯	
平成7年 (1995年)	768	319	22	55	242
	100.0	41.5	2.9	7.2	31.5
平成12年 (2000年)	855	344	32	63	249
	100.0	40.2	3.7	7.4	29.1
平成17年 (2005年)	925	418	51	80	287
	100.0	45.2	5.5	8.6	31.0
平成22年 (2010年)	1,013	474	77	118	279
	100.0	46.8	7.6	11.6	27.5
平成27年 (2015年)	1,035	542	84	155	303
	100.0	52.4	8.1	15.0	29.3
山梨県 平成27年 (2015年)	330,375	152,362	37,359	43,503	71,500
	100.0	46.1	11.3	13.2	21.6

資料：「国勢調査」

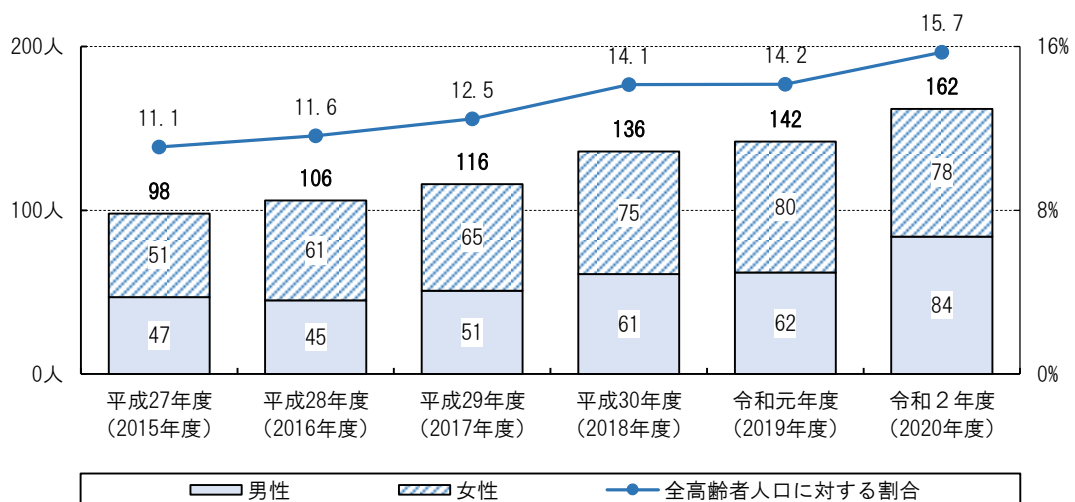
◆ひとり暮らし高齢者数と全世帯に占める割合の推移



資料：「国勢調査」

高齢者のいる世帯の状況を見ると、平成27年（2015年）では65歳以上の高齢者のいる世帯が52.4%と増加傾向にあります。また、高齢者の単身者世帯数をみても年々増加しており、平成27年（2015年）には84世帯と、全世帯の8.1%が高齢者のひとり暮らし世帯となっています。

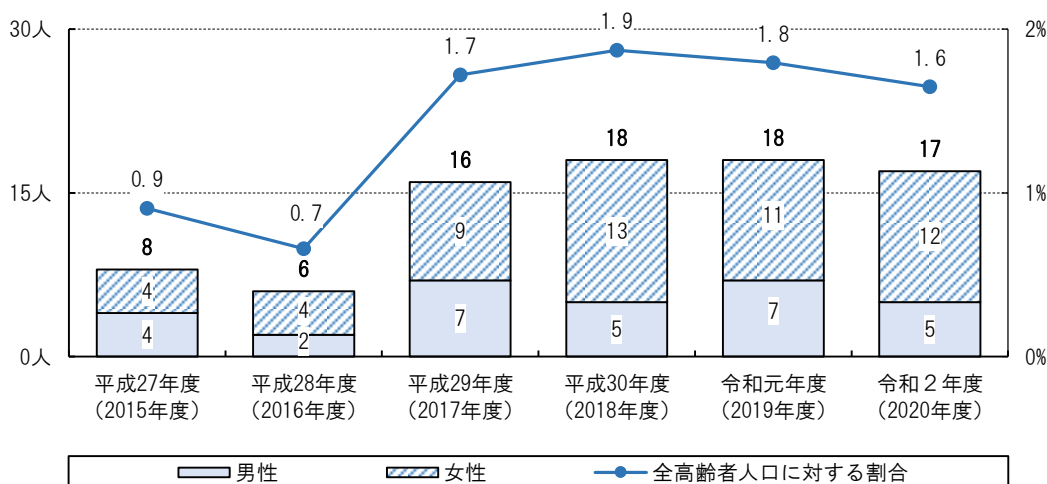
◆性別 在宅ひとり暮らし高齢者の推移



資料：「高齢者福祉基礎調査（各年4月1日）」

在宅ひとり暮らし高齢者は、平成27年度（2015年度）以降、性別で見ると増減はありますが、合計人数は増加で推移しています。令和2年度（2020年度）は162人（「男性」84人、「女性」78人）となっており、平成27年度（2015年度）と比べると、どちらの性別でも在宅ひとり暮らし高齢者が増加しています。また、全高齢者人口に対する割合も年々上昇しています。

◆性別 在宅寝たきり高齢者の推移

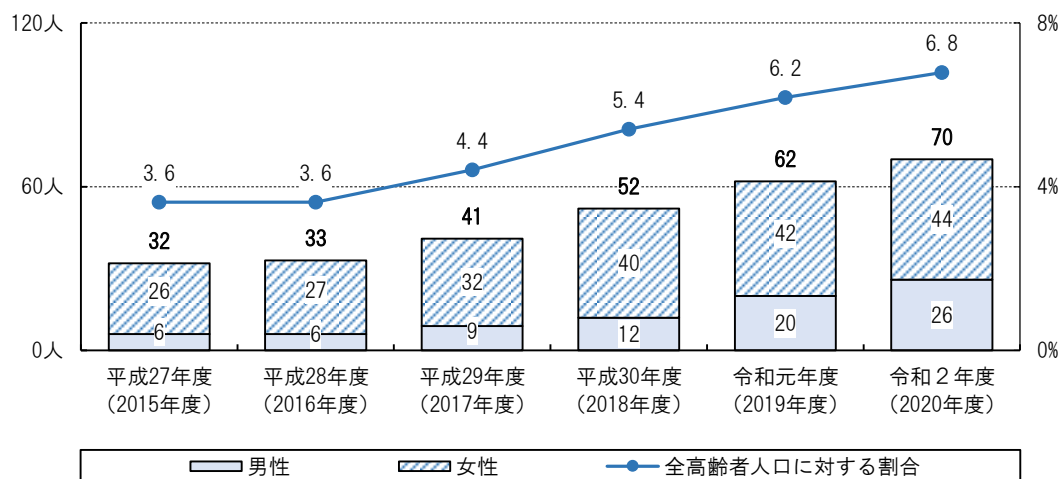


資料：「高齢者福祉基礎調査（各年4月1日）」

施設入所者を除いた在宅の寝たきり高齢者は、平成28年度（2016年度）までは10人を下回っていましたが、平成29年度（2017年度）以降は増加し、令和2年度（2020年度）では17人（「男性」5人、「女性」12人）となっており、全高齢者人口に対する割合は1.6%となっています。性別でみると、女性の在宅寝たきり高齢者が男性よりも多い傾向にあります。

(3) 認知症高齢者の状況

◆性別 認知症高齢者の推移

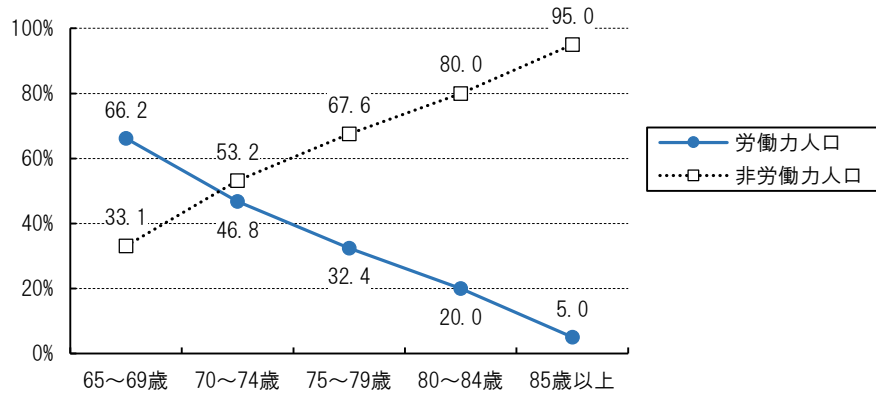


資料：「高齢者福祉基礎調査（各年4月1日）」

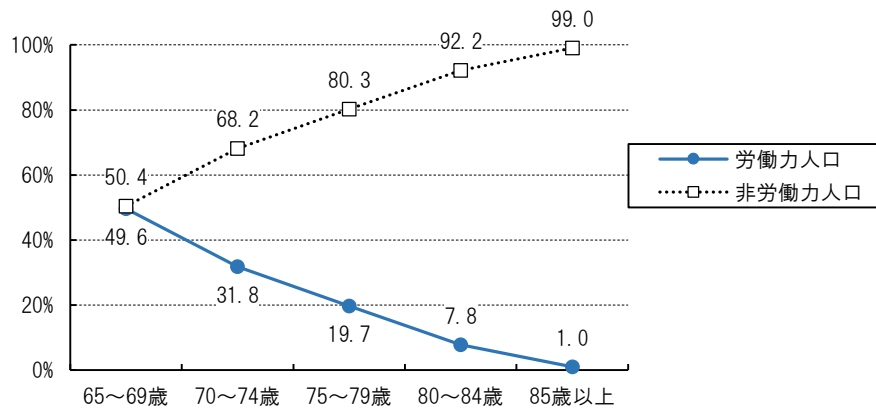
認知症高齢者は年々増加しており、令和2年度（2020年度）には70人（「男性」26人、「女性」44人）と、平成27年度（2015年度）以降最多となっています。また、全高齢者人口に対する割合は6.8%となっています。性別でみると、いずれの年度も男性よりも女性の認知症高齢者が多くなっています。

(4) 高齢者の就労状況

◆性別・年齢別 高齢者の労働力・非労働力人口の割合【平成27年（2015年）】
【男性】



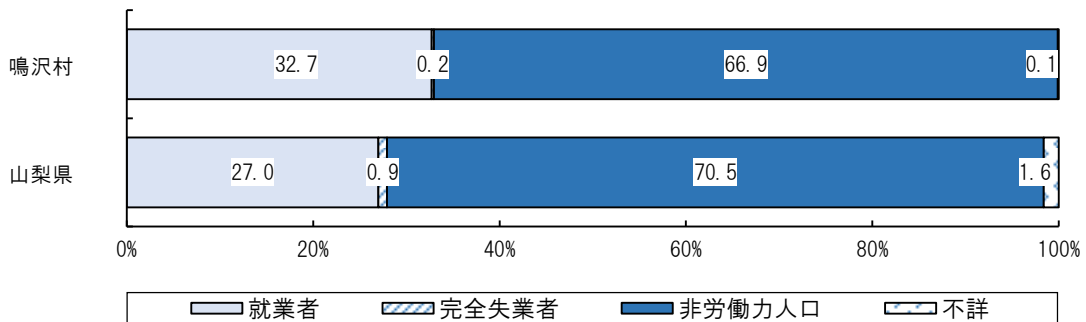
【女性】



資料：「国勢調査」

平成27年（2015年）の性別・年齢別の高齢者の労働力・非労働力人口の割合をみると、男性の65～69歳を除くすべての年齢区分において「非労働力人口」が「労働力人口」を上回っています。また、女性は男性に比べ、「労働力人口」が少なく、「非労働力人口」が多くなっています。

◆高齢者の就業に関する人口の割合【平成27年（2015年）】



資料：「国勢調査」

平成27年（2015年）の高齢者の就業に関する人口の割合は、「非労働力人口」が66.9%と最も多く、次いで「就業者」が32.7%、「完全失業者」が0.2%などとなっています。山梨県と比較すると、「就業者」が5.7ポイント高くなっています。

2 アンケート調査結果にみる高齢者を取り巻く現状

1 調査目的

鳴沢村第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定するうえでの基礎資料とするため、高齢者の普段の暮らしや介護などに関する考え方を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

2 調査対象

介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	令和元年(2019年)12月1日時点で村内に居住する要介護認定(要支援を除く)を受けていない65歳以上の村民 873人対象
在宅介護実態調査	令和元年(2019年)12月1日時点で村内に居住する在宅の要支援及び要介護認定者 92人対象

3 調査期間

令和2年(2020年)1月8日(水)～令和2年(2020年)1月22日(水)

4 調査方法

調査票を郵送配布・郵送回収

5 回収状況

	発送数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	873	628	71.9%
在宅介護実態調査	92	50	54.3%

6 報告書の見方

- (1) 「n」は各設問の回答者数を表しています。
- (2) 回答結果の割合「%」は、「n」を基数として算出し、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)の設問であっても、合計値が100%にならない場合があります。
- (3) 一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- (4) 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答結果の割合の合計値が100%を超えることがあります。
- (5) 調査数「n」が10未満の設問については、回答を回答者数(人数)で示している場合があります。
- (6) 紙面の都合上、グラフにおいて選択肢を省略して掲載している場合があります。

【回答者の属性】

性別	男性	女性	無回答
高齢者	48.1%	51.0%	1.0%
認定者	40.0%	60.0%	0.0%

年齢	65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	無回答
高齢者		30.6%	28.2%	19.9%	11.5%	6.5%	2.5%	0.8%
認定者	6.0%	8.0%	6.0%	12.0%	24.0%	16.0%	28.0%	0.0%

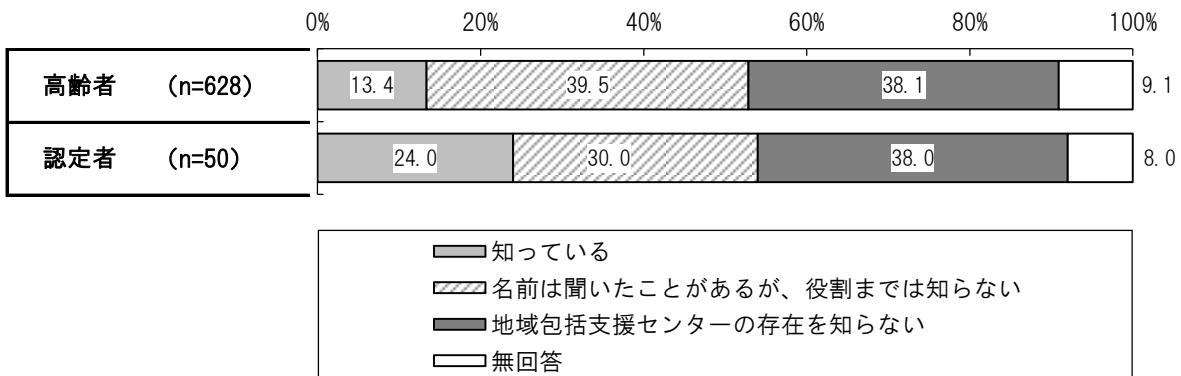
家族構成	ひとり暮らし	夫婦2人暮らし(配偶者は65歳以上)	夫婦2人暮らし(配偶者は64歳以下)	息子・娘との2世帯	その他	無回答
高齢者	13.1%	37.1%	9.6%	32.3%	5.1%	2.9%
認定者	16.0%	16.0%	2.0%	48.0%	18.0%	0.0%

介護・介助	必要ない	必要だが、受けていない	現在、受けている	無回答
高齢者	90.6%	4.8%	2.2%	2.4%

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	わからない	無回答
認定者	12.0%	10.0%	28.0%	12.0%	14.0%	12.0%	2.0%	6.0%	4.0%

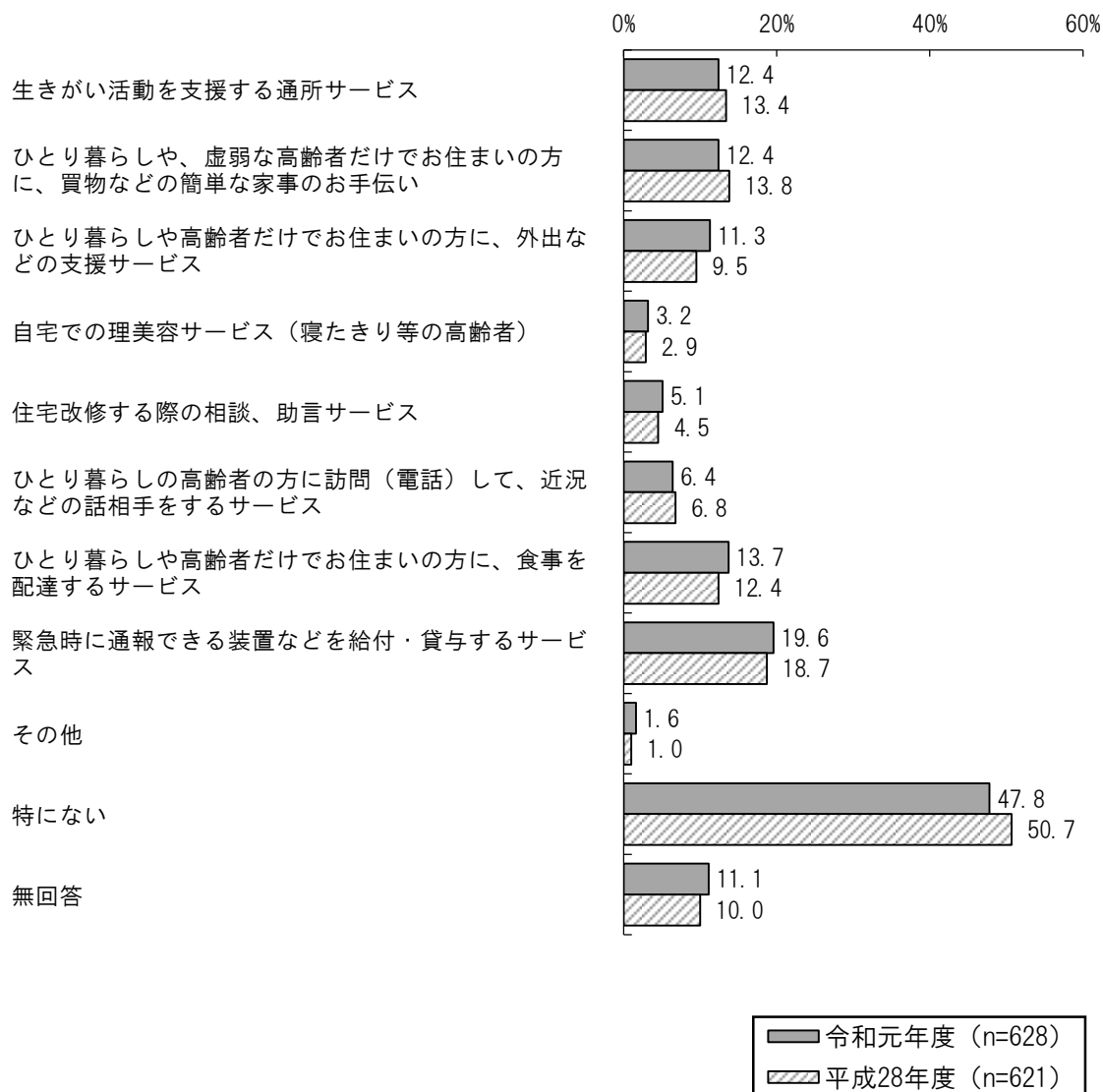
(1) 利用したいサービスについて

◆地域包括支援センターの役割の認知状況【単数回答】



「知っている」は高齢者で13.4%、認定者で24.0%と差がみられます。また、「知っている」と「名前は聞いたことがあるが、役割までは知らない」を合わせた『名前は知っている』は高齢者で52.9%、認定者で54.0%と、それぞれ5割以上となっています。「地域包括支援センターの存在を知らない」はいずれも約4割となっています。

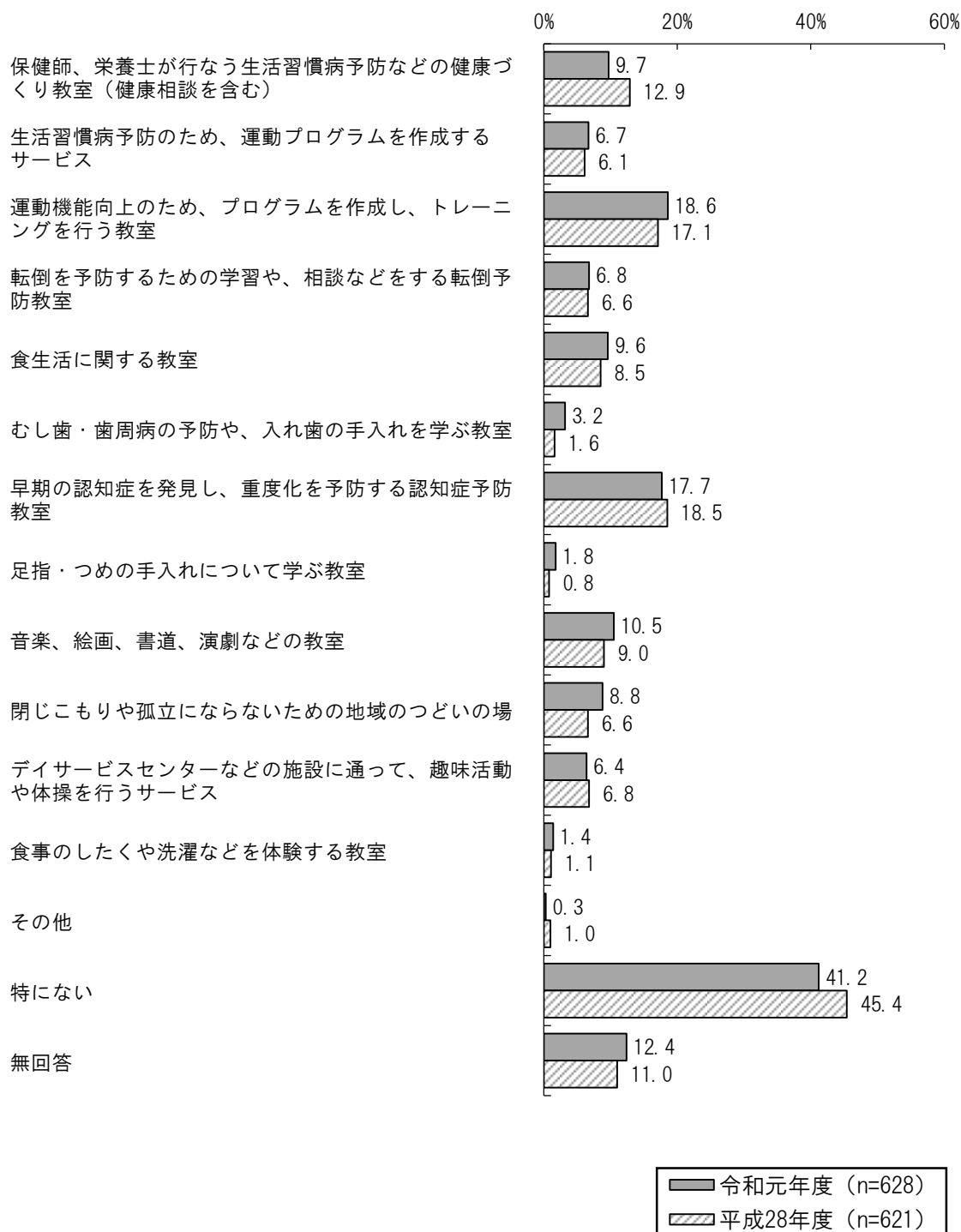
◆（高齢者）利用したい自立した生活を支援するサービス【複数回答】



「緊急時に通報できる装置などを給付・貸与するサービス」が19.6%と最も多く、次いで「ひとり暮らしや高齢者だけでお住まいの方に、食事を配達するサービス」が13.7%、「生きがい活動を支援する通所サービス」と「ひとり暮らしや、虚弱な高齢者だけでお住まいの方に、買物などの簡単な家事のお手伝い」が12.4%などとなっています。また、「特になし」が47.8%となっています。

前回調査と比較すると、前回調査でも「緊急時に通報できる装置などを給付・貸与するサービス」が18.7%と最も多くなっており、大きな差異はみられませんでした。

◆（高齢者）利用したい介護予防や生きがい活動を支援するサービス【複数回答】



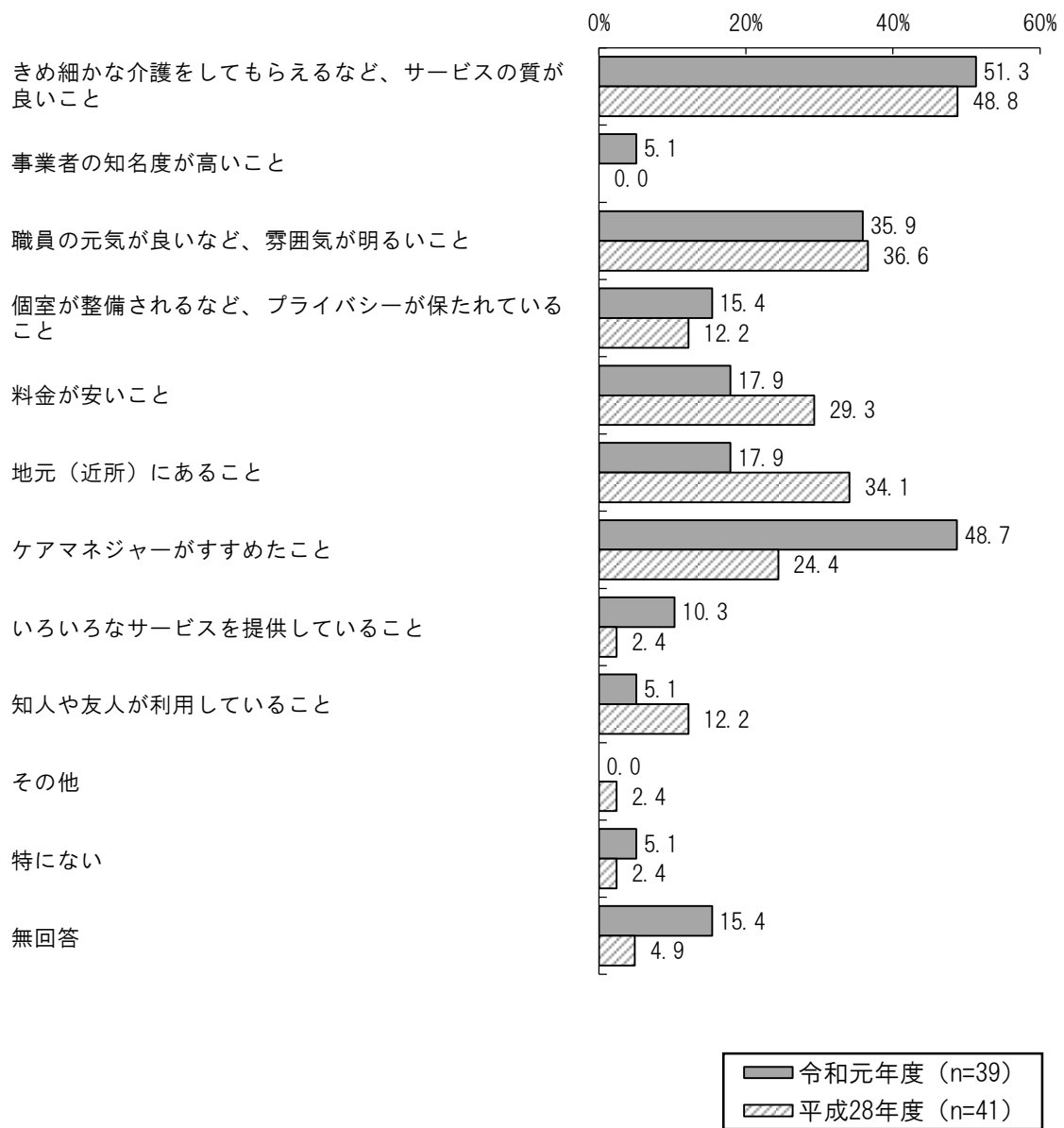
「運動機能向上のため、プログラムを作成し、トレーニングを行う教室」が18.6%と最も多く、次いで「早期の認知症を発見し、重度化を予防する認知症予防教室」が17.7%、「音楽、絵画、書道、演劇などの教室」が10.5%などとなっています。また、「特にない」が41.2%となっています。

前回調査と比較すると、前回調査では「早期の認知症を発見し、重度化を予防する認知症予防教室」が18.5%と最も多くなっていましたが、今回の調査では「運動機能向上のため、プログラムを作成し、トレーニングを行う教室」が最も多くなっています。

(2) 介護保険制度について

◆ (認定者・介護保険サービス利用経験あり)

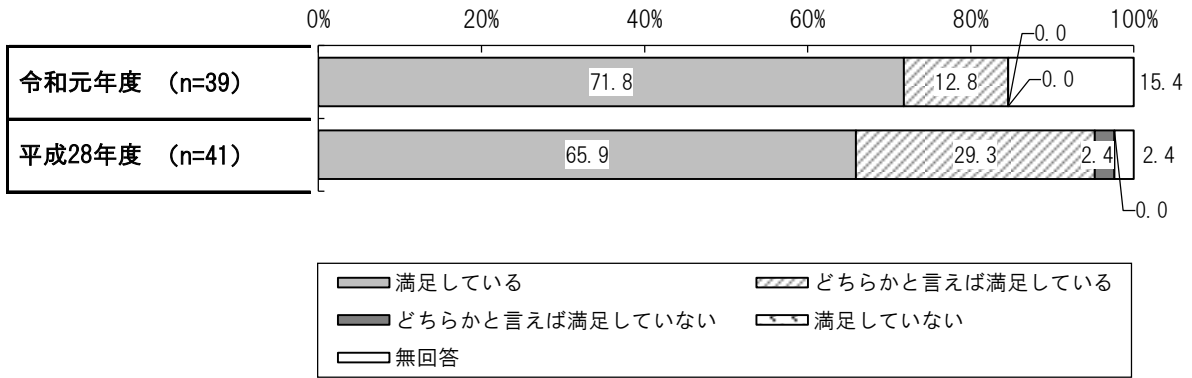
介護保険サービスの事業者を選ぶ際に重視すること【複数回答】



「きめ細かな介護をしてもらえるなど、サービスの質が良いこと」が51.3%と最も多く、次いで「ケアマネジャーがすすめたこと」が48.7%、「職員の元気が良いなど、雰囲気が明るいこと」が35.9%などとなっています。

前回調査と比較すると、前回調査では「ケアマネジャーがすすめたこと」が24.4%となっており、平成28年度より24.3ポイント多くなっています。

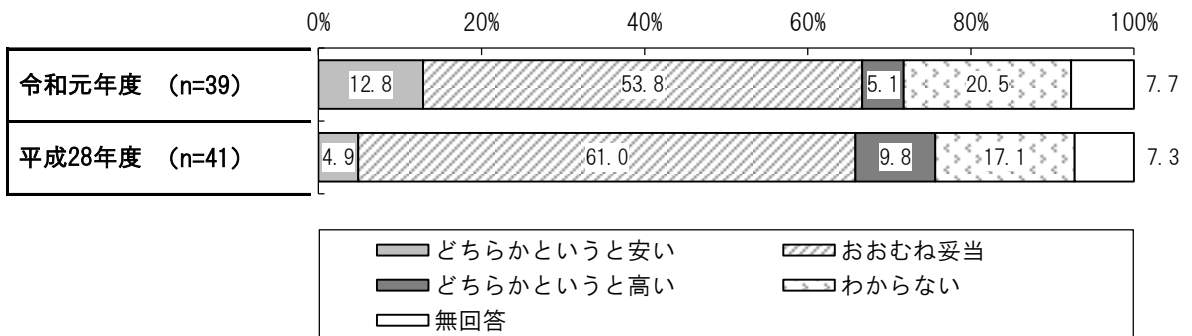
◆（認定者・介護保険サービス利用経験あり）ケアマネジャーの満足状況【単数回答】



「満足している」が71.8%、「どちらかといえば満足している」12.8%となっています。
 前回調査と比較すると、前回調査でも「満足している」が65.9%と最も多くなっており、
 大きな差異はみられませんでした。

◆（認定者・介護保険サービス利用経験あり）介護保険サービス利用料について

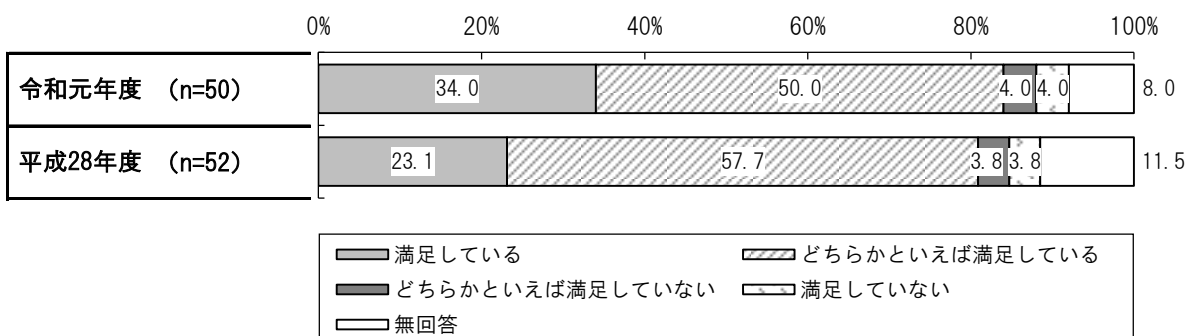
【単数回答】



「どちらかという安い」が12.8%、「おおむね妥当」が53.8%、「どちらかという高い」
 が5.1%、「わからない」が20.5%となっています。

前回調査と比較すると、前回調査でも「おおむね妥当」が61.0%と最も多くなっており、
 大きな差異はみられませんでした。

◆（認定者）介護保険制度全般についての満足状況【単数回答】

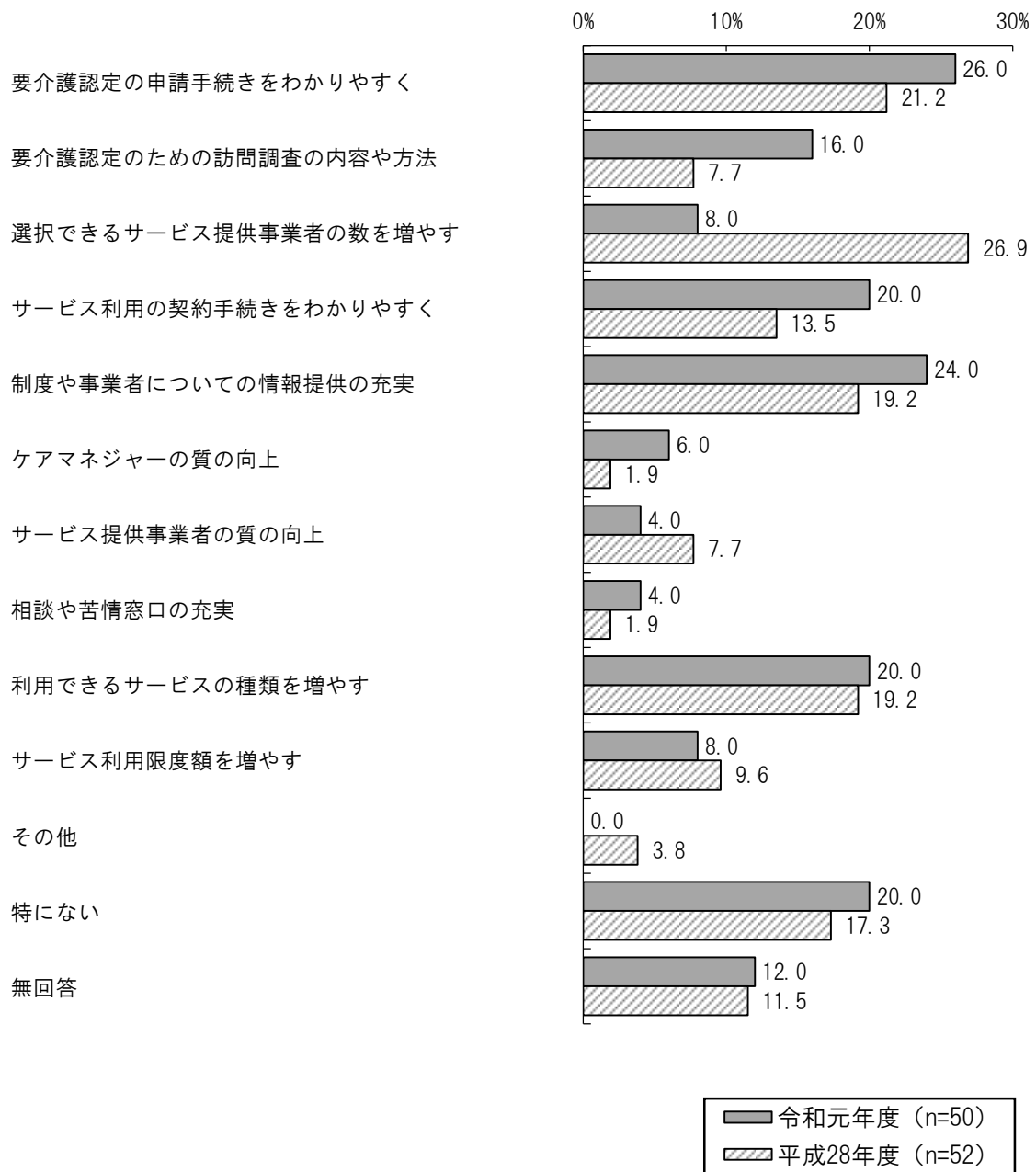


「どちらかといえば満足している」が50.0%、「どちらかといえば満足していない」と「満足していない」が4.0%となっています。

前回調査と比較すると、前回調査では「満足している」と「どちらかといえば満足している」
 を合わせた『満足』が80.8%と、平成28年度も今回の調査も『満足』が8割を超えています。

◆（認定者）介護保険サービスの利用や申請手続きに関して、改善して欲しいこと

【複数回答】



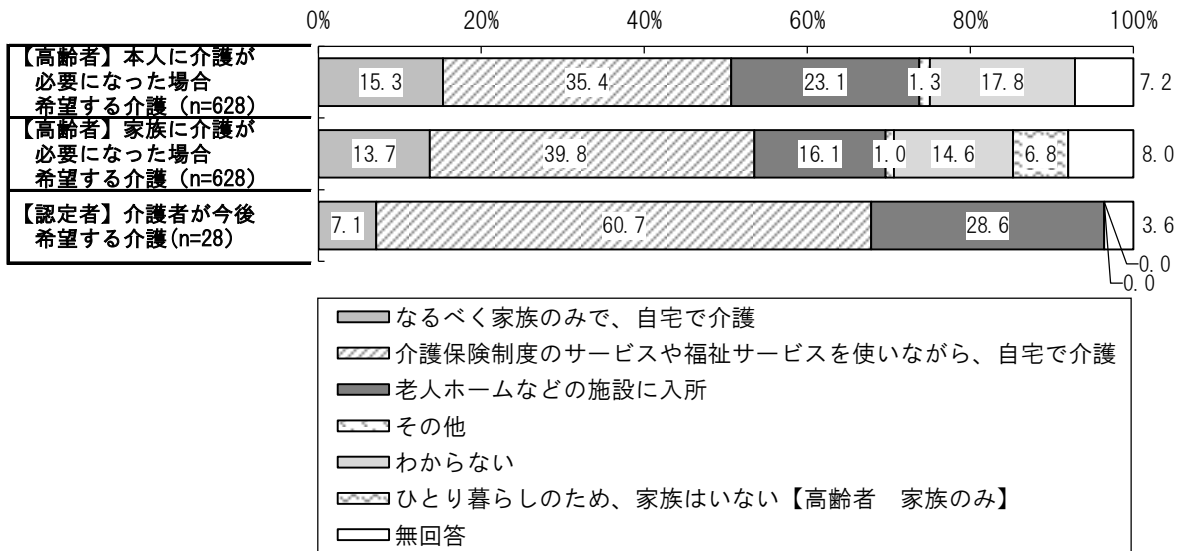
「要介護認定の申請手続きをわかりやすく」が26.0%と最も多く、次いで「制度や事業者についての情報提供の充実」が24.0%、「サービス利用の契約手続きをわかりやすく」と「利用できるサービスの種類を増やす」が20.0%などとなっています。また、「特にない」が20.0%となっています。

前回調査と比較すると、前回調査では「選択できるサービス提供事業者の数を増やす」が26.9%と最も多くなっていましたが、今回の調査では「要介護認定の申請手続きをわかりやすく」が最も多くなっています。

(3) 今後の介護について

【単数回答】

- ◆ (高齢者) あなたに介護が必要となった場合、希望する介護
- ◆ (高齢者) 家族に介護が必要となった場合、希望する介護
- ◆ (認定者・介護している方が回答) 今後希望する介護

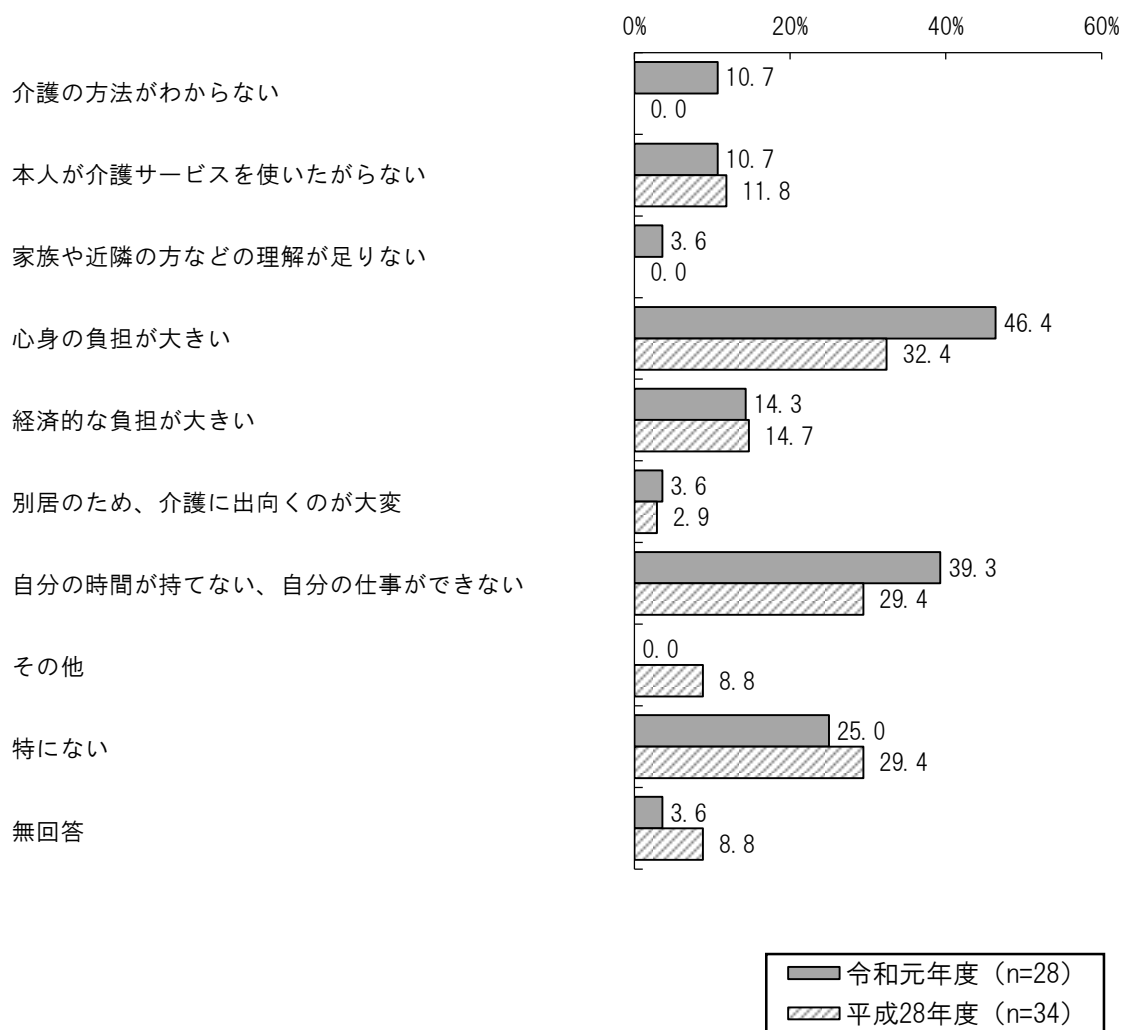


※認定者の「老人ホームなどの施設に入所」の数値は、「特別養護老人ホームなどの施設に入所させたい（介護保険適用施設）」(28.6%)、「有料老人ホームに入所させたい（介護保険適用外施設）」(0.0%)を合計した数値

3つのケースすべてにおいて「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら、自宅で介護」が最も多く、次いで「老人ホームなどの施設に入所」となっています。「なるべく家族のみで、自宅で介護」と「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら、自宅で介護」を合わせた『在宅介護』はいずれのケースも5割以上となっています。

(4) 介護している人について

◆ (認定者・介護している方が回答) 介護する上で困っていること【複数回答】



「心身の負担が大きい」が46.4%と最も多く、次いで「自分の時間が持てない、自分の仕事ができない」が39.3%、「経済的な負担が大きい」が14.3%などとなっています。また、「特にない」が25.0%となっています。

前回調査と比較すると、前回調査でも「心身の負担が大きい」が32.4%と最も多くなっており、平成28年度より14.0ポイント多くなっています。

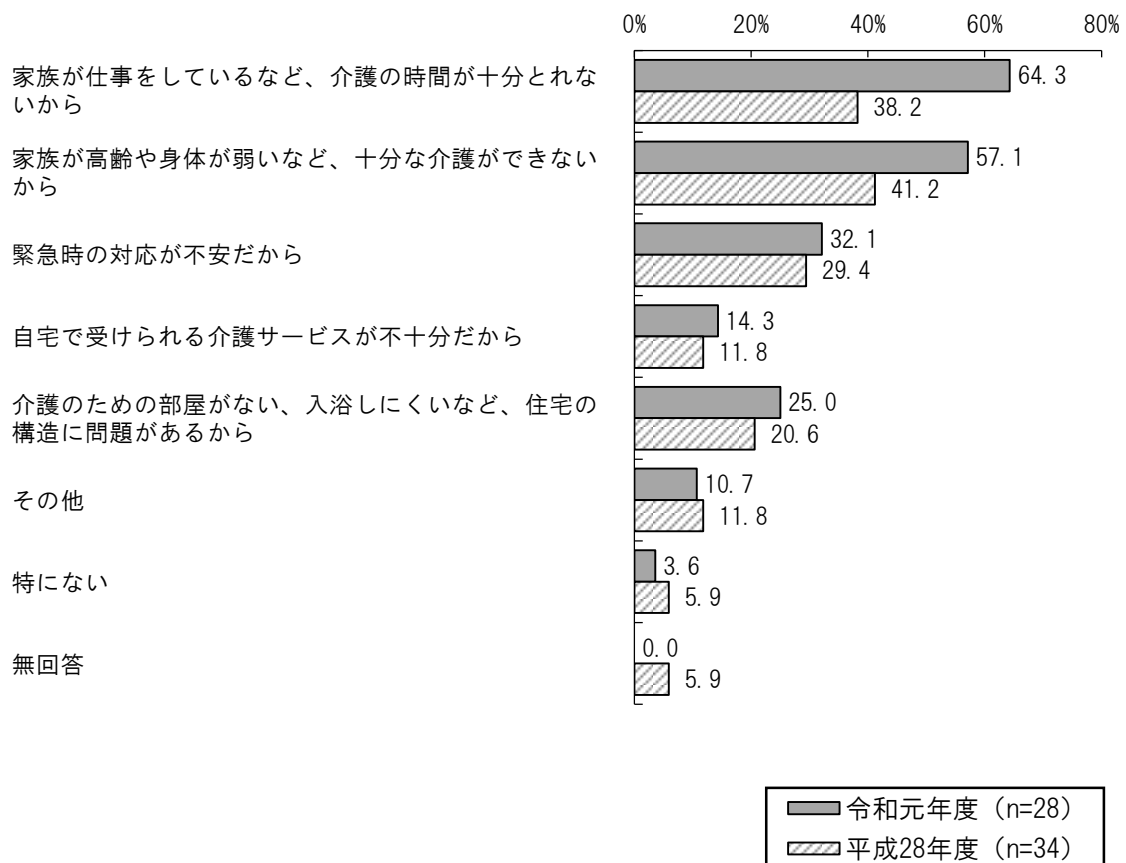
◆（認定者・介護している方が回答）介護に困った時の相談先（第5位まで掲載）

		令和元年度調査 (n=28)	平成28年度調査 (n=34)
第1位	ケアマネジャー（介護支援専門員）	78.6%	58.8%
第2位	家族（配偶者、子ども等）	64.3%	70.6%
第3位	親類	25.0%	23.5%
第3位	村及び県の相談窓口（介護・福祉担当職員、保健師など）	25.0%	14.7%
第5位	友人・知人	17.9%	8.8%
第5位	ホームヘルパー・訪問看護師	17.9%	8.8%

「ケアマネジャー（介護支援専門員）」が78.6%と最も多く、次いで「家族（配偶者、子ども等）」が64.3%、「親類」と「村及び県の相談窓口（介護・福祉担当職員、保健師など）」が25.0%などとなっています。

前回調査と比較すると、前回調査では「家族（配偶者、子ども等）」が70.6%と最も多くなっていましたが、今回の調査では「ケアマネジャー（介護支援専門員）」が最も多くなっています。

◆（認定者・介護している方が回答）自宅での介護が難しい理由【複数回答】

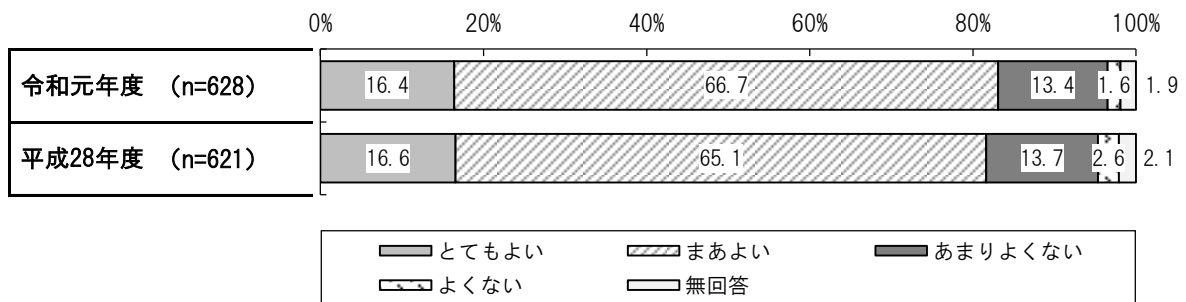


「家族が仕事をしているなど、介護の時間が十分とれないから」が64.3%と最も多く、次いで「家族が高齢や身体が弱いなど、十分な介護ができないから」が57.1%、「緊急時の対応が不安だから」が32.1%などとなっています。

前回調査と比較すると、前回調査では「家族が高齢や身体が弱いなど、十分な介護ができないから」が41.2%と最も多くなっていましたが、今回の調査では「家族が仕事をしているなど、介護の時間が十分とれないから」が最も多くなっています。

(5) その他のことについて

◆ (高齢者) 主観的健康感【単数回答】



「とてもよい」が16.4%、「まあよい」が66.7%、「あまりよくない」が13.4%、「よくない」が1.6%となっています。

前回調査と比較すると、前回調査でも「まあよい」が65.1%と最も多くなっており、大きな差異はみられませんでした。

3 日常生活圏域の設定

(1) 鳴沢村の概要

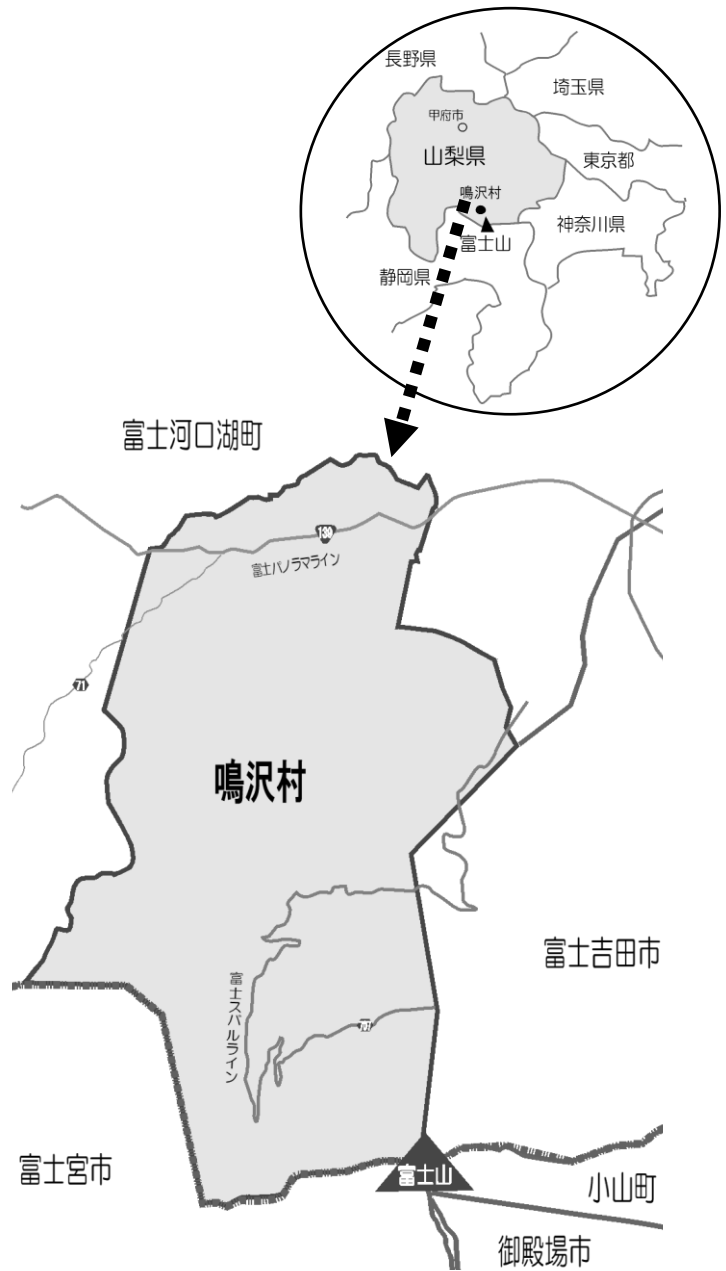
本村は、富士山頂から大沢沿いに静岡県富士宮市と接する県境の村です。東は富士河口湖町と富士吉田市に、北と西は富士河口湖町にそれぞれ接しています。標高900mから1,000mの高冷地に、北部にある鳴沢および大田和の二つの集落と南部にある別荘地とで形成されています。

村域の形状はほぼ長方形で、東西8km、南北14.5kmと南北に長く、面積は89.58km²となっています。

また、北緯35度、東経138度線上に位置し、世界地図でみると北緯35度線上には地中海が位置しています。

交通面では首都圏100km圏内にあり、新宿へは中央自動車道利用で1時間30分で到達でき、東海道の富士市、沼津市まで1時間強の距離にあります。村の北縁を東西に走る国道139号線が他市町村と連絡する広域道路として重要な役割を果たしています。

また、本村は富士山の山頂まで行政区域を有し、冷涼な気候を生かした高原野菜キャベツの産地になっています。自然環境と交通の利便性から先端技術工場も誘致されています。



(2) 日常生活圏域の考え方

平成18年4月の介護保険法の改正により、第3期計画（平成18年度～平成20年度）から、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、身近な地域で必要なサービスが提供される体制を構築するため、「日常生活圏域」を設定することとなっています。

日常生活圏域とは、当該地域の地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件を総合的に勘案して設定するもので、介護サービスを提供するための施設の整備計画等は、日常生活圏域ごとに定めることとされています。

本村においては、人口規模や介護サービス施設の状況及びその他の福祉施設等を勘案し、第3期当初から村内をひとつにする日常生活圏域を設定してきました。第8期においても1圏域とし、各種サービスの充実に努めていきます。

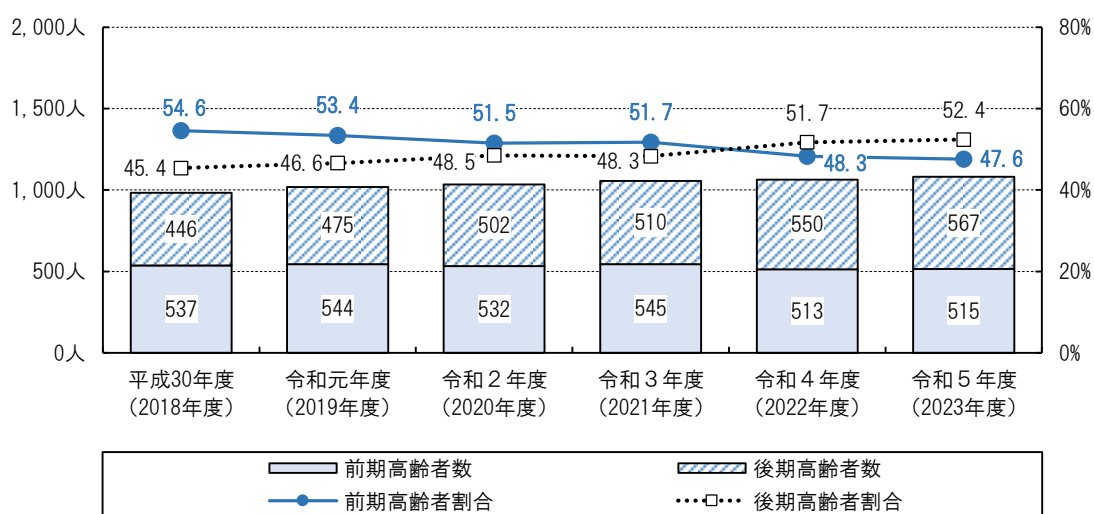
4 将来推計

(1) 高齢者人口の推計

高齢者人口の推計をみると、高齢者数は増加で推移しており、令和5年度（2023年度）には1,082人となっています。前期・後期の内訳でみると、後期高齢者の割合は令和3年度（2021年度）までは半数以下となっていたのに対し、令和4年度（2022年度）以降は、逆転して半数以上を占める見込みとなっています。

	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
前期高齢者数 (人)	537	544	532	545	513	515
前期高齢者割合 (%)	54.6	53.4	51.5	51.7	48.3	47.6
後期高齢者数 (人)	446	475	502	510	550	567
後期高齢者割合 (%)	45.4	46.6	48.5	48.3	51.7	52.4
高齢者数 (人)	983	1,019	1,034	1,055	1,063	1,082

資料：見える化システムより

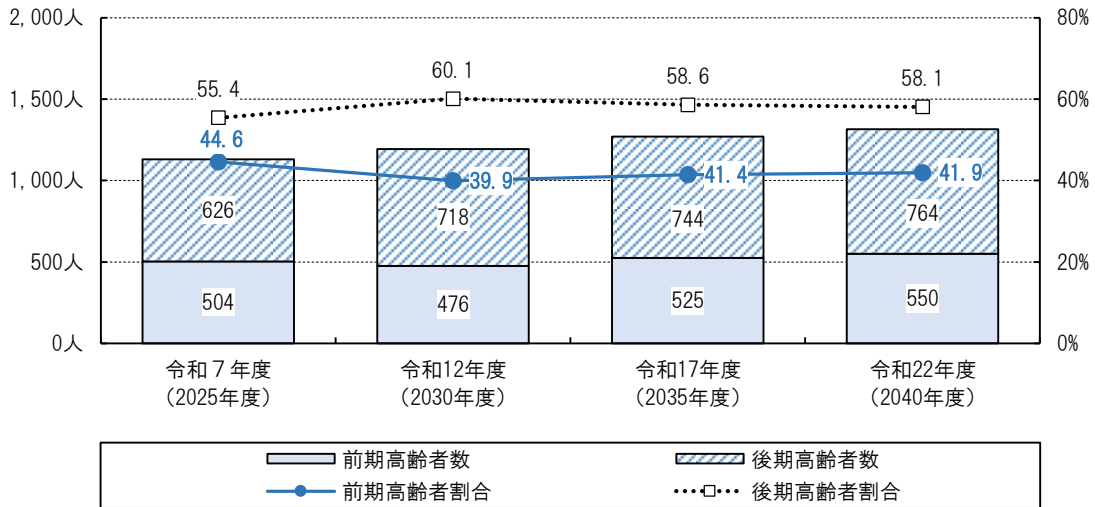


(2) 高齢者人口の令和7年度(2025年度)以降の推計

令和7年度(2025年度)以降の推計でも高齢者数は引き続き増加で推移しており、令和22年度(2040年度)では1,314人となっています。前期・後期の内訳でみると、同様に後期高齢者の割合が前期高齢者を上回り、令和22年度(2040年度)では58.1%を占める見込みとなっています。

	将来推計			
	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
前期高齢者数 (人)	504	476	525	550
前期高齢者割合 (%)	44.6	39.9	41.4	41.9
後期高齢者数 (人)	626	718	744	764
後期高齢者割合 (%)	55.4	60.1	58.6	58.1
高齢者数 (人)	1,130	1,194	1,269	1,314

資料：見える化システムより



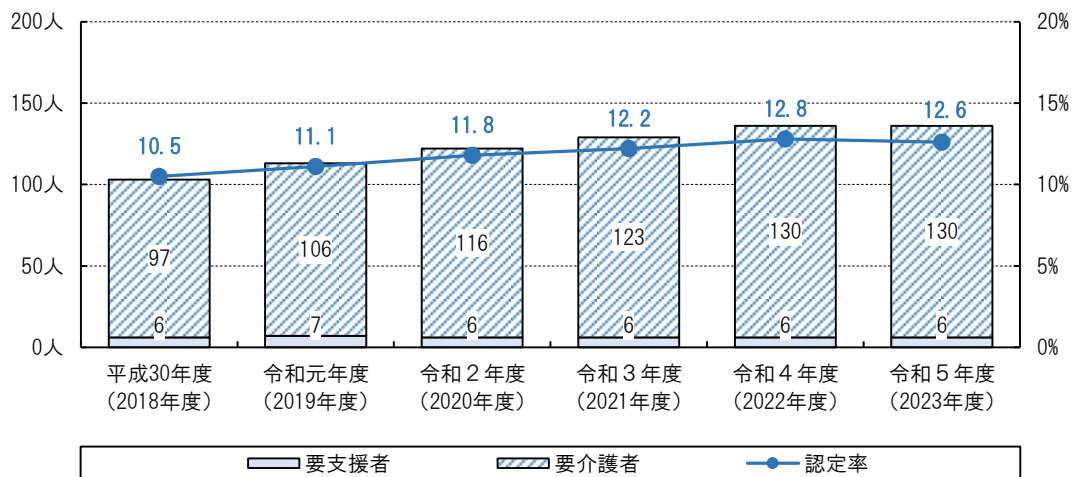
(3) 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者の推計をみると、要支援・要介護認定者数及び認定率は増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）では、要支援・要介護認定者数は136人、認定率は12.6%に達すると見込まれています。

単位：人

	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定者数	103	113	122	129	136	136
要支援1	3	2	1	1	1	1
要支援2	3	5	5	5	5	5
要介護1	21	27	30	31	34	33
要介護2	28	29	26	28	29	29
要介護3	23	23	31	34	35	36
要介護4	18	20	22	23	24	25
要介護5	7	7	7	7	8	7
高齢者人口	983	1,019	1,034	1,055	1,063	1,082
認定率 (%)	10.5	11.1	11.8	12.2	12.8	12.6

資料：見える化システムより



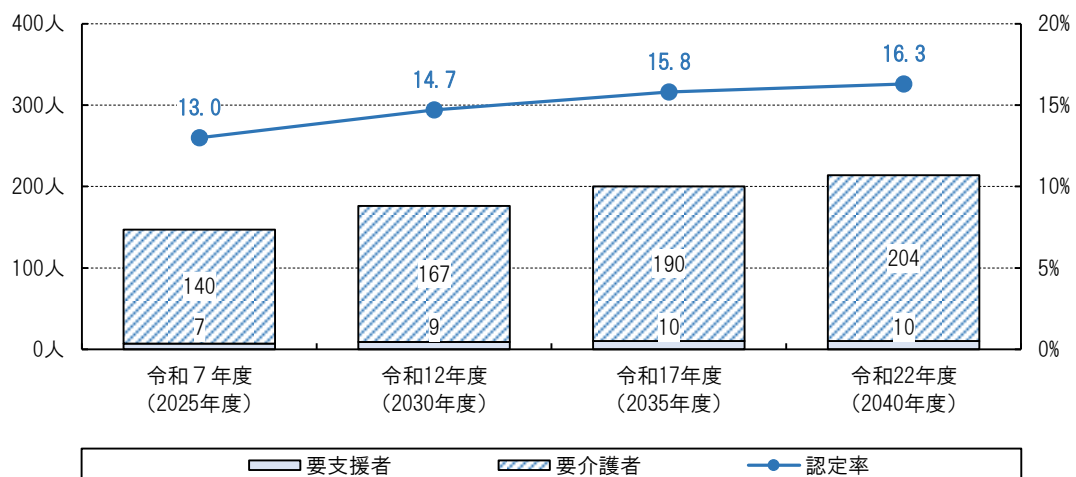
(4) 要支援・要介護認定者の令和7年度（2025年度）以降の推計

令和7年度（2025年度）以降の要支援・要介護認定者を推計すると、次の表のとおりになります。令和22年度（2040年度）においては、要支援・要介護認定者数は214人、認定率は16.3%まで増加することが見込まれています。

単位：人

	将来推計			
	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
認定者数	147	176	200	214
要支援1	2	2	2	2
要支援2	5	7	8	8
要介護1	35	41	46	48
要介護2	32	41	46	46
要介護3	38	45	51	58
要介護4	26	29	34	39
要介護5	9	11	13	13
高齢者人口	1,130	1,194	1,269	1,314
認定率(%)	13.0	14.7	15.8	16.3

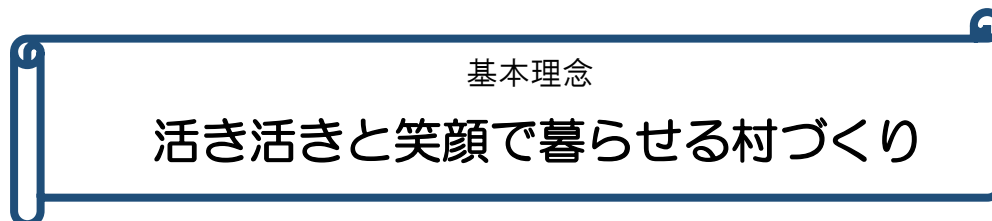
資料：見える化システムより



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本村の最上位計画である「第5次長期総合計画」の【福祉保健分野】における基本方針は“子どもからお年寄りまでみんなが生き活きと笑顔で暮らせる村づくり”を掲げています。そのため、本計画の基本理念はこの基本方針を踏襲し、“生き活きと笑顔で暮らせる村づくり”とします。



2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3項目を基本目標とします。

基本目標Ⅰ 安心して暮らせるシステムづくり

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていけるよう、それを支援するうえで必要な施設整備や在宅サービスの充実に努めるとともに、身近な地域の中で医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの機能強化に努めます。

介護保険以外の福祉サービスにおいても、制度・分野ごとの「縦割り」の支援体制を廃し、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現を目指します。

また、地域共生社会の理念のもと、今後の村づくりを進める際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れながら、誰もが暮らしやすいと感じられる生活環境の整備に努めます。

基本目標Ⅱ 元気で長生き、自分らしさの実現に向けた支援

住民一人ひとりが元気で生き活きとした自分らしい生活を営むことができるよう、保健・福祉・介護サービスが連携して、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または、要支援・要介護状態にならないための介護予防、高齢者の自立支援に向けた取り組み及び認知症高齢者の支援等の充実を図ります。

また、心身とも充実した毎日が送れるよう、高齢者の生きがいづくり、社会参加への促進や就労環境の支援を行い、高齢者が健やかに生きがいを持って活力ある生活ができる村づくりを進めます。

基本目標Ⅲ 地域全体で支える地域包括ケアシステムの深化・推進

これまで以上に深刻化する少子高齢社会においては、行政や事業者によるサービスの提供と支援だけでなく、地域住民の多様な就労・社会参加による福祉の担い手の確保と、多角的な支援体制の構築が求められます。

今後は行政と事業者、地域住民が相互に連携を図ることで、ボランティア活動や元気高齢者の就労的活動等を推進し、地域のより多くの方々が、その心身の状況に応じて社会の一員として活躍できる仕組みを作ることで、誰もが「我が事」として参画する地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指します。

3 施策の体系

基本理念 **生き活きと笑顔で暮らせる村づくり**

基本目標Ⅰ 安心して暮らせるシステムづくり

基本目標Ⅱ 元気で長生き、自分らしさの実現に向けた支援

基本目標Ⅲ 地域全体で支える地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者福祉サービス

1 高齢者福祉サービス		
(1) ひとり暮らし高齢者等支援サービス		
①食事サービス	②緊急通報システム事業	
(2) 在宅生活支援サービス		
①理美容サービス	②おむつサービス	③寝具クリーニングサービス
(3) 生きがいづくり事業		
①小学生とのふれあいよもぎ団子作り	②高齢者福祉スポーツ大会	③歩け歩け大会
④生きがいバス	⑤ふれあいグラウンドゴルフ大会	⑥高齢者学級
⑦「たっしやになるなるカード」の交付		
(4) 老人保健措置事業		
①高齢者向け住宅サービスの充実		

介護保険サービス

1 居宅サービス	
①訪問介護	②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
③訪問看護・介護予防訪問看護	④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	⑥通所介護
⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
⑪特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	⑫住宅改修・介護予防住宅改修
⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	⑭居宅介護支援・介護予防支援
2 施設サービス	
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	②介護老人保健施設（老人保健施設）
③介護医療院／④介護療養型医療施設	
3 地域密着型サービス	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	②夜間対応型訪問介護
③地域密着型通所介護	④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑨看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	
4 自立支援・重度化防止等の取り組み	
5 介護給付適正化への取り組み	

地域支援事業

1 介護予防・日常生活支援総合事業		
(1) 一般介護予防事業		
①介護予防把握事業	②介護予防普及啓発事業	③地域介護予防活動支援事業
④一般介護予防事業評価事業	⑤地域リハビリテーション活動支援事業	
(2) 介護予防・生活支援サービス事業		
①通所型介護予防事業	②訪問型介護予防事業	
2 包括的支援事業		
(1) 地域包括支援センター		
①地域包括支援センターの運営	②在宅医療・介護連携推進事業	
③認知症総合支援事業	④生活支援体制整備事業	
3 任意事業		

高齢者の健康・生きがいづくり

1 高齢者の健康づくりの推進	①生活習慣病予防の推進	②健康相談の充実	
2 お達者クラブ活動への支援	①お達者クラブ加入促進	②お達者クラブ事業の支援	③世代間交流活動の推進
	④シニアリーダーの育成支援	⑤ニーズにあった活動内容の検討	
3 生涯学習の推進	①公民館の活用	②指導者の育成・確保	
4 スポーツ・レクリエーションの振興	①活動の普及促進	②スポーツ・レクリエーション活動の推進	③日常生活における体力向上指導
	④スポーツ・レクリエーション施設の利用促進	⑤団体・グループの支援	
	⑥指導者の育成・確保		
5 就業等の支援	①シルバー人材センターの支援	②就労情報提供の充実	③就業に向けての各種講座への参加促進
6 地域活動・社会活動への参加支援	①地域におけるボランティア体制づくり	②世代間交流活動の推進	

高齢者にやさしい村づくり

1 地域福祉事業	①地域福祉の広報・啓発	②地域における交流機会	③地域包括ケア体制づくり
	④介護現場革新に関する取り組み		
2 ボランティア活動等への支援	①ボランティア活動の広報・啓発	②人材の育成・確保	③ボランティア連絡協議会の設置
	④ボランティア活動への参加拡大	⑤ボランティア活動拠点の充実	
3 高齢者が住みやすい地域づくり	①公共施設における設備の充実	②ユニバーサルデザインの導入	③公共交通機関への働きかけ
	④民間事業者への指導・啓発		
4 住宅対策	①県建築士会等との連携	②有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の充実	
5 交通安全対策・防犯防災対策	①交通安全意識の高揚	②交通安全設備の整備促進	③避難行動要支援者名簿の更新及び活用
	④高齢者を支援する活動のネットワーク化	⑤感染症対策に関する体制整備	
	⑥消費者教育と相談の充実	⑦クーリングオフ制度や消費生活センターの利用促進	

計画を推進するための施策

1 情報提供体制の充実	①広報紙等既存媒体の活用	②民生委員・児童委員による広報・啓発	③多様な情報媒体の利用
	④関係機関との連携強化	⑤事業者に対する情報提供の充実	
2 相談援助体制の充実	①研修等の参加促進	②安心して相談できる窓口の設置	
	③福祉保健課を中心とした相談機能の充実		
3 地域におけるネットワークの構築	①地域包括支援センターの充実	②事業者間の連携	
	③地域のあらゆる分野における連携強化		
4 計画の推進体制の充実	①総合的なサービス提供体制の確立	②庁内関係各課との連携	③近隣市町村との連携強化
	④手続き体制の整備	⑤事業運営の点検体制	

第2編 各論

◇平成30年度～令和2年度の実績値と令和3年度～令和5年度の計画値◇

平成30年度（2018年度）と令和元年度（2019年度）の実績については年間の実績値を、令和2年度（2020年度）については4月から9月までの実績値等より年間分を見込んで掲載しています。

また、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）までの計画値については、高齢者数の伸び等を考慮して、サービス量を見込んでいます。

第1章 高齢者福祉サービス

全国的に高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯が増加するなか、本村のアンケート調査においても、高齢者の世帯構成はひとり暮らし及び夫婦2人暮らし（配偶者は65歳以上）の世帯が約半数と多くなっており、在宅での介護を希望する割合が高くなっています。日常生活における見守り・安否確認及び緊急時における連絡手段等の充実を図るなど、安心して生活できる環境づくりが必要です。

また、高齢者がいつまでも生き生きと自立した生活が送れるよう、高齢者が培った経験や知識が生かされ、関心もてるような生きがいがづくりや健康づくりの支援を行います。さらに、介護を必要とする高齢者が在宅での生活が続けられるよう、介護者の負担軽減を図ります。

本村では、これらの高齢者福祉サービスの充実に努め、高齢者の在宅での生活支援を今後も継続して行います。

1 高齢者福祉サービス

(1) ひとり暮らし高齢者等支援サービス

① 食事サービス

◆事業内容

食の確保と安否確認のため、虚弱な70歳以上のひとり暮らし高齢者及び虚弱な75歳以上の高齢者のみの世帯で食事づくりが困難な方を対象に、月に5回程度昼食を届けています。社会福祉協議会で実施しています。（自己負担あり。）

◆実績と計画

食事サービス	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ配食数 (食/年)	678	618	703	868	868	868
実利用者数 (人/年)	12	12	14	14	14	14

◆施策の方向

- ・対象者及び対象者の意向を把握し、適正なサービスの提供を図ります。
- ・高齢者向きの食事メニューを提供し、栄養のバランスや調理方法を学ぶ機会として、利用者の健康保持増進を図ります。

② 緊急通報システム事業

◆事業内容

ひとり暮らしの高齢者宅に、民間の緊急通報サービス事業所と直結した電話を設置します。事業所では保健師、看護師、精神相談員、栄養士が24時間態勢で待機し、悩みごとや病気についての相談に応じてくれます。また、身体の具合が悪い時などの緊急の場合は、電話機のボタンを押して異常を伝えると事業所から協力員へ連絡され、緊急時は富士五湖消防本部の救急車が手配されて高齢者のところに出動する仕組みになっています。

◆実績と計画

緊急通報サービス	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置件数 (件/年)	0	1	1	1	1	1

◆施策の方向

- ・ひとり暮らし高齢者に緊急通報システム事業の周知を図り、緊急時の連絡体制が整っていないひとり暮らし高齢者へ、本システムの導入について継続的に促進します。
- ・防犯の視点から緊急事態に迅速に対応できるよう、委託先の民間事業所や富士五湖消防本部との連携を強化します。

(2) 在宅生活支援サービス

① 理美容サービス

◆事業内容

寝たきり、認知症、重度の身体障害のある方等で、理容店・美容院に出向くことが困難な方を対象に理美容サービスを行っています。社会福祉協議会で実施しています。(自己負担1割あり。)

◆実績と計画

理美容サービス	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ訪問件数 (件/年)	9	6	5	9	9	9
実利用者数 (人/年)	4	2	2	3	3	3

◆施策の方向

- ・サービスの周知を行うとともに、地域ケア会議等を活用して潜在的な対象者の把握に努めます。

② おむつサービス

◆事業内容

排泄自立が困難な要介護4・5の高齢者、寝たきりの高齢者、認知症等で紙おむつを利用している方を対象に、申請による支給を社会福祉協議会で実施しています。(上限及び1割負担あり。)

◆実績と計画

おむつ支給	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ支給件数 (件/年)	64	64	47	60	72	72
実利用者数 (人/年)	9	7	8	5	6	6

◆施策の方向

- ・介護者の負担軽減のため、利用者のニーズを把握しながら継続実施していきます。

③ 寝具クリーニングサービス

◆事業内容

70歳以上の寝たきり、または重度身体障害者を対象に、寝具の洗濯・乾燥を社会福祉協議会で実施しています。(1割負担あり。)

◆実績と計画

寝具クリーニング サービス	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ実施件数 (件/年)	3	4	2	6	6	6
実利用者数 (人/年)	2	3	2	3	3	3

◆施策の方向

- ・サービスの周知を行い、潜在的な対象者の把握に努めます。

(3) 生きがいづくり事業

① 小学生とのふれあいよもぎ団子作り

◆事業内容

世代間交流事業の一つとして、小学校1年生とその父母と高齢者で、本村に古くから伝わる団子作りをします。小学生がつみ取ったよもぎを使い、高齢者直伝の調理方法で、子どもとその父母に手を取って指導します。

◆実績と計画

小学生との ふれあい よもぎ団子作り	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数 (回/年)	1	1	-	1	1	1
参加者数 (人/年)	29	39	-	42	35	36

*令和2年度(2020年度)については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

◆施策の方向

- ・地域の伝統食を伝えるとともに、高齢者の生きがいづくりを推進する世代間交流の場として活用していきます。

② 高齢者福祉スポーツ大会

◆事業内容

高齢者、障害のある方、小学生、各種団体によりチームを編成するスポーツ大会で、教育委員会と社会福祉協議会の共催で開催しています。

◆実績と計画

高齢者福祉 スポーツ大会	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数 (回/年)	1	1	-	1	1	1
参加者数 (人/年)	111	118	-	100	120	120

*令和2年度(2020年度)については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

◆施策の方向

- ・参加者が減少しないように特に高齢者への周知活動に努め、より多くの村民が参加してもらえるように事業内容の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

③ 歩け歩け大会

◆事業内容

小学生から高齢者までが参加し、遠足のような雰囲気の中で健康的で楽しい一日を過ごしています。

◆実績と計画

歩け歩け大会	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数 (回/年)	1	1	1	1	1	1
参加者数 (人/年)	57	59	73	80	80	80

◆施策の方向

- ・事業の周知に努め、高齢者の健康増進及び世代間交流の推進を図ります。特に一般の参加者が少ないため、成人への事業の周知を図ります。

④ 生きがいバス

◆事業内容

社会福祉協議会が実施している事業で、70歳以上を対象とした日帰り旅行です。バス2台に分乗して、施設見学やホテルでの入浴休憩、カラオケ大会など、参加者がとても楽しみにしている催し物となっています。

◆実績と計画

生きがいバス	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数 (回/年)	1	1	-	1	1	1
参加者数 (人/年)	78	76	-	80	80	80

*令和2年度(2020年度)については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

◆施策の方向

- ・事業の周知に努め、高齢者の生きがいづくりを促進します。

⑤ ふれあいグラウンドゴルフ大会

◆事業内容

活き活き広場で、三世代交流ふれあいグラウンドゴルフ大会を実施します。小学生、一般、高齢者で三世代混合チームを編成し、世代ごとに順位を決めます。

◆実績と計画

ふれあい グラウンド ゴルフ大会	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数 (回/年)	1	1	-	1	1	1
参加者数 (人/年)	81	71	-	80	100	100

*令和2年度(2020年度)については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

◆施策の方向

- ・事業の周知に努め、高齢者の健康増進及び世代間交流の推進を図ります。

⑥ 高齢者学級

◆事業内容

社会福祉協議会で年3回開催しています。交通安全・防犯教室、落語会や転倒予防教室など、高齢者も楽しく学習できるように趣向を凝らし、高齢者の入浴日にあわせて実施しています。

◆実績と計画

高齢者学級	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数 (回/年)	3	3	-	3	3	3
参加者数 (人/年)	90	88	-	90	90	90

*令和2年度(2020年度)については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

◆施策の方向

- ・指導者やスタッフを確保し、学習内容の充実に努めます。

⑦ 「たっしやになるなるカード」の交付

◆事業内容

介護予防事業を推進することを目的として65歳以上の方にカードを配布し、村が指定した事業に参加するとそれぞれ1回1ポイント貯まります。12ポイント貯まると、達成の賞品をもらうことができます。

◆実績と計画

たっしやに なるなるカード	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
交付枚数 (枚/年)	12	12	-	20	20	20

*令和2年度(2020年度)については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

◆施策の方向

- ・介護予防という事業の目的も含めてサービスの周知に努め、また、より使いやすい制度とするために内容も検討していきます。

(4) 老人保健措置事業

① 高齢者向け住宅サービスの充実

◆事業内容

65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象とする「養護老人ホーム」、家庭環境・住宅環境等の理由から家庭での生活や自立した生活に不安がある60歳以上の方を対象とした「軽費老人ホーム」において、入浴・食事・生活指導等のサービスを提供します。施設自体は本村に存在しないため、県内全域にある施設を利用しています。

◆実績と計画

	第8次 実績値			第9次 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
養護老人ホーム 措置件数 (件/年)	1	1	1	1	1	1
軽費老人ホーム 措置件数 (件/年)	0	1	2	2	2	2

◆施策の方向

- ・措置が必要な場合には、その方の心身や生活の状況、経済的状況を勘案し、必要とする支援が受けられる適切な施設及び在宅サービスの措置を行います。
- ・継続した支援の協力が得られるよう、本人やその親族、支援者との関係性に配慮した対応に努めます。
- ・要介護・要支援認定において非該当・要支援の認定を受け、ひとり暮らしに不安のある高齢者を対象とした「生活支援ハウス」について、県内の整備状況を把握するとともに、支援を必要とする方への周知を徹底します。

第2章 介護保険サービス

高齢化の進行に伴い、今後も介護を必要とする高齢者が増加すると見込まれています。そのため、在宅介護を支援する居宅サービスをはじめ、在宅介護が難しい高齢者の生活の場となる施設サービスや、よりきめ細かな対応が可能となる地域密着型サービスのさらなる充実が必要とされています。

また、制度改正による度重なる変更については、事業者をはじめとする関係者に定期的に周知を行う等、サービスの適正な提供と円滑な利用が可能な体制を構築する必要があります。

< 介護保険サービスの概要 >

	「県」が指定・監督を行うサービス	「村」が指定・監督を行うサービス		
介護給付サービス	<p>★居宅サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>○特定福祉用具販売</p>	<p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 <p>○福祉用具貸与</p> <p>○住宅改修</p>	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 <p>★居宅介護支援</p>	
予防給付サービス	<p>★施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院／介護療養型医療施設 	<p>★介護予防サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○特定介護予防福祉用具販売</p>	<p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 <p>○介護予防福祉用具貸与</p> <p>○介護予防住宅改修</p>	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>★介護予防支援</p>

< 第7期の実績値 と 第8期の計画値 >

平成30年度（2018年度）と令和元年度（2019年度）は見える化システムの利用実績を、令和2年度（2020年度）については4月から9月までの実績をベースに拡大して記載しています。

第8期計画値については、国より提示された「見える化システム」で、第7期実績から推計された数値をベースに補正等を行って見込んでいます。

1 居宅サービス

① 訪問介護

◆事業内容

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行うものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問介護	利用量 (回/年)	2,252	4,194	8,417	6,316	6,336	6,596
	利用者数 (人/年)	142	177	300	240	264	264

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

◆事業内容

入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問して、入浴の介助を行います。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴介護	利用量 (回/年)	14	0	0	12	12	12
	利用者数 (人/年)	6	0	0	12	12	12
介護予防 訪問入浴介護	利用量 (回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量 (回/年)	14	0	0	12	12	12
	利用者数 (人/年)	6	0	0	12	12	12

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

◆事業内容

通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の看護を行います。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問看護	利用量 (回/年)	639	918	1,345	1,284	1,157	1,232
	利用者数 (人/年)	113	144	204	192	180	192
介護予防 訪問看護	利用量 (回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量 (回/年)	639	918	1,345	1,284	1,157	1,232
	利用者数 (人/年)	113	144	204	192	180	192

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

◆事業内容

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問リハビリテーション	利用量 (回/年)	452	588	713	605	605	821
	利用者数 (人/年)	55	65	60	72	72	84
介護予防 訪問リハビリテーション	利用量 (回/年)	74	91	190	182	182	182
	利用者数 (人/年)	12	11	12	12	12	12
合計	利用量 (回/年)	526	679	903	787	787	1,003
	利用者数 (人/年)	67	76	72	84	84	96

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

◆事業内容

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅療養 管理指導	利用者数 (人/年)	51	64	168	120	96	108
介護予防 居宅療養 管理指導	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/年)	51	64	168	120	96	108

⑥ 通所介護

◆事業内容

介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行うものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通所介護	利用量 (回/年)	3,745	4,860	6,112	5,346	5,755	6,292
	利用者数 (人/年)	356	467	576	504	540	576

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

◆事業内容

介護老人保健施設や病院等医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通所リハビリテーション	利用量 (回/年)	1,263	1,257	917	955	955	1,060
	利用者数 (人/年)	156	164	132	132	132	144
介護予防 通所リハビリテーション	利用者数 (人/年)	12	3	12	12	12	12
合計	利用量 (回/年)	1,263	1,257	917	955	955	1,060
	利用者数 (人/年)	168	167	144	144	144	156

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

◆事業内容

特別養護老人ホーム等の老人福祉法に規定する短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の介護、機能訓練を行うものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所生活介護	利用量 (日/年)	1,566	2,011	5,989	3,994	4,121	4,315
	利用者数 (人/年)	128	168	288	240	252	264
介護予防 短期入所生活介護	利用量 (日/年)	0	4	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	1	0	0	0	0
合計	利用量 (日/年)	1,566	2,015	5,989	3,994	4,121	4,315
	利用者数 (人/年)	128	169	288	240	252	264

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

◆事業内容

介護老人保健施設（老健）や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行うものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所療養介護	利用量 (日/年)	0	6	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	1	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護	利用量 (日/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量 (日/年)	0	6	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	1	0	0	0	0

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

◆事業内容

日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行います。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉用具貸与	利用者数 (人/年)	481	596	624	600	660	660
介護予防 福祉用具貸与	利用者数 (人/年)	33	20	12	12	12	12
合計	利用者数 (人/年)	514	616	636	612	672	672

⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

◆事業内容

貸与になじまない用具（例えば、入浴または排泄の用に供する福祉用具等（特殊尿器等））を利用者が購入したときに、その費用の7～9割相当額を償還払いで支給します。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特定福祉用具販売	利用者数 (人/年)	8	7	11	12	12	12
特定介護予防 福祉用具販売	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/年)	8	7	11	12	12	12

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

◆事業内容

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等の住宅改修に対して、その費用を償還払いまたは受領人払いによって給付することで、居宅の介護を支援するものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
住宅改修	利用者数 (人/年)	8	4	7	12	12	12
介護予防 住宅改修	利用者数 (人/年)	0	0	0	12	12	12
合計	利用者数 (人/年)	8	4	7	24	24	24

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

◆事業内容

有料老人ホームや介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特定施設 入居者生活介護	利用者数 (人/月)	4	3	2	4	4	4
介護予防 特定施設 入居者生活介護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/月)	4	3	2	4	4	4

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

◆事業内容

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネージャー）が居宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行うものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護支援	利用者数 (人/年)	736	893	1,116	1,032	1,116	1,116
介護予防支援	利用者数 (人/年)	48	37	24	48	48	48
合計	利用者数 (人/年)	784	930	1,140	1,080	1,164	1,164

◆施策の方向

- ・供給量を十分に確保し、質の高いサービスを選択できるよう、村の社会福祉協議会や県の指定を受けた民間事業者へ働きかけます。
- ・介護支援専門員（ケアマネージャー）やサービス提供事業所と連絡をとりながら、利用者のニーズに応じたサービス基盤の確保に努めます。
- ・福祉用具の機能についての理解や利用普及のために広報を行い、サービス周知に努めます。
- ・介護支援専門員（ケアマネージャー）を対象に、研修などによる質の向上に努めます。
- ・居宅サービスの種類や利用方法などの理解や利用普及のため、より効果的な広報及びサービスの周知に努めます。
- ・利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネージャー）、サービス提供事業所がともに連携し、利用者にとって納得のいくサービスとなるよう、適切な支援をしていきます。

2 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

◆事業内容

寝たきりや認知症の常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を行います。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人 福祉施設	利用者数 (人/月)	10	6	6	6	7	7

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

◆事業内容

要介護状態の方で症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点をおいたケアが必要な方に、医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を行います。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人 保健施設	利用者数 (人/月)	7	5	9	9	9	9

③ 介護医療院

◆事業内容

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護施設で、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。（介護保険法上の介護保険施設ですが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられています。）

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護医療院	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

④ 介護療養型医療施設

◆事業内容

急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方が入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理下の介護や機能訓練等の必要な医療を行います。

なお、介護療養型医療施設は平成29年（2017年）度末までに廃止することとされていましたが、経過措置により令和5年（2023年）度末までに延長されており、この期間内に介護医療院等の施設へ移行することになります。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護療養型 医療施設	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

◆施策の方向

- ・ 適正な整備量と配置に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整していきます。
- ・ 施設の安全面や衛生面の向上に関して、事業者への指導に努めます。
- ・ 利用者が安心して過ごすことができるよう、施設職員等の資質や技術の向上を図るために研修会等の参加を支援していきます。
- ・ 身体拘束の廃止について、一層の推進に努めます。

3 地域密着型サービス

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、「地域密着型サービス」が第3期計画（平成18年度）からスタートしました。第5期計画から「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の2つのサービスが新たに加わりました。

このサービスについては、日常生活圏域別に整備目標を設けてサービスを提供していく必要があります。また、サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスを行う事業所ごとに村長が行うこととなっています。

< 地域密着型サービスの種類 >

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護者	要支援者	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
②夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
③地域密着型通所介護	○	×	利用定員18人以下の通所介護（平成28年度から地域密着型サービスに移行）
④認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護	○	○	認知症の方に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）
⑤小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が通い（デイサービスや訪問介護）、9人以下が泊まり（ショートステイ）のサービスを実施
⑥認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護	○	○	グループホーム
⑦地域密着型 特定施設入居者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）
⑧地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
⑨看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う

< 地域密着型サービスと居宅・施設サービスの特徴 >

相違点	地域密着型サービス・ 地域密着型介護予防サービス	居宅サービス・施設サービス
1 利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
2 事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施	県が指定、指導、監督等を実施
3 定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
4 計画値の設定 (計画書への掲載単位)	日常生活圏域ごとに計画値を掲載	市町村単位で一括して目標値を掲載
5 設定のあり方	公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「介護保険運営協議会」における審議を要する。	

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◆事業内容

要介護者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報によって訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話を行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	利用者数 (人/年)	0	0	0	12	12	12

② 夜間対応型訪問介護

◆事業内容

夜間対応型訪問介護は、居宅においても、夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護者（要介護3以上）の居宅でのケアを行うものです。

◆実績と計画

第7期の利用実績はなく、第8期の利用者数も0人を見込んでいます。

③ 地域密着型通所介護

◆事業内容

利用定員18人以下の小規模の介護施設等に通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域密着型 通所介護	利用量 (回/年)	1,303	1,604	1,411	1,538	1,664	1,664
	利用者数 (人/年)	99	130	144	168	180	180

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

◆事業内容

脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症対応型 通所介護	利用量 (回/年)	55	201	0	271	271	271
	利用者数 (人/年)	6	16	0	24	24	24
介護予防 認知症対応型 通所介護	利用量 (回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量 (回/年)	55	201	0	271	271	271
	利用者数 (人/年)	6	16	0	24	24	24

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

◆事業内容

小規模多機能型居宅介護は、居宅における生活の継続支援を目的に、要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。

◆実績と計画

第7期の利用実績はなく、第8期の利用者数も0人を見込んでいます。

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

◆事業内容

認知症の状態にある要介護者が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けます。

◆実績と計画

第7期の利用実績はなく、第8期の利用者数も0人を見込んでいます。そのため、必要利用定員数も0人となります。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

◆事業内容

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員29名以下の有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

◆実績と計画

第7期の利用実績はなく、第8期の利用者数も0人を見込んでいます。そのため、必要利用定員数も0人となります。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◆事業内容

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、ケアを行うものです。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	利用者数 (人/月)	10	10	12	13	14	15
	必要利用定員 (人/月)	19	19	19	19	19	19

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

◆事業内容

要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

◆実績と計画

第7期の利用実績はなく、第8期の利用者数も0人を見込んでいます。

◆施策の方向

- ・ 地域の実情や本計画の見込量を勘案しつつ、事業者の指定、指定の取り消し、指定基準や介護報酬の設定を行います。
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設において、入所の空きが発生した際は、規定に基づき村内居住者の要介護認定者を優先して入所させます。
- ・ 事業者やケアマネージャーとの協議を通じてサービスの質の向上を促進するほか、事業実績を把握しながら不足しているサービスなどの情報収集に努めます。

4 自立支援・重度化防止等の取り組み

令和7年（2025年）には団塊の世代の方が全員75歳以上の後期高齢者となるため、要介護認定者もより一層増加することが予想されます。介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を防止して、自立した日常生活を過ごせるための体制の確立が喫緊の課題となっています。

国の示す介護保険制度の理念においては、高齢者が自立した生活を送るための支援や要介護・要支援状態にならないための予防活動、要介護状態等の軽減や悪化の防止の重要性に言及されており、地域における多様な主体による地域づくり活動などとあわせて、地域におけるリハビリテーションなどの専門職と連携した支援の充実が求められています。

本村では、住み慣れた地域で生きがいを持って自立した暮らしができるように、以下の4項目に注力し、数値目標を掲げて取り組んでいきます。

自立支援・重度化防止

- ・介護予防教室の開催
- ・地域ケア会議の開催
- ・生活支援体制の整備 …等

認知症対策

- ・認知症初期集中支援チームの本格稼働
- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・認知症に関する相談体制の充実 …等

介護給付の適正化

- ・ケアプラン点検の実施
- ・住宅改修・福祉用具購入に関する点検の実施 …等

在宅医療・介護連携

- ・介護・医療に関する他職種の関係者が参加する会議等の実施
- ・在宅医療・介護の普及に向けた講演会の開催 …等

5 介護給付適正化への取り組み

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために保険者である本村が行う適正化事業は、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能です。そのため、本村では介護給付適正化計画を第8期介護保険事業計画にあわせて策定し、PDCAサイクルに基づいて実施することで、保険者の責任において費用の適正化を図ります。

適正化事業の実施主体は保険者ですが、適正化事業の推進にあたっては、広域的視点から保険者を支援する山梨県、国保連介護給付適正化システムにより適正化事業の取り組みを支える山梨県国民健康保険団体連合会と現状認識を共有し、連携して取り組みます。

必要な給付を適切に提供し、山梨県の介護給付適正化計画との整合性を図るため、以下の主要5事業を実施します。

① 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

◆事業内容

保険者が居宅介護支援事業所等へ委託している認定調査及び直営で行う認定調査について、保険者による事後点検等を実施します。また、認定調査項目別の選択状況等について、業務分析データや合議体間の二次判定の軽重度変更率の差等の分析等を行い、格差是正等に向けた取り組みを実施します。

◆計画値

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定調査・点検実施率	全件点検	全件点検	全件点検

② ケアプランの点検

◆事業内容

居宅介護支援事業所等を対象に、利用者の自立支援に資する適切なケアプランが作成されているか、プランの確認・検討を行います。基本となる事項を介護支援専門員と確認しながら、利用者に見合ったアセスメントによる気づきや適切な介護サービスを確保し、ケアマネジメントの質の向上に取り組んでいきます。

◆計画値

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ケアプラン点検実施件数	60件	60件	60件

③ 住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）

◆事業内容

住宅改修の点検は、理由書や見積書・写真等から判断して行いますが、事前審査と完了審査の書類等に疑義が生じた場合には現地調査を行い、利用者の身体の状態にあった適切な工事への改善指導を行います。

また、福祉用具利用者に対するケアプラン点検を行い、福祉用具購入の必要性や利用状況等を確認します。軽度者の福祉用具貸与についても、ケアプラン点検及び主治医意見書等の確認を行い、利用者に必要なか確認をします。

◆計画値

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
住宅改修の点検	書面点検	全件点検	全件点検	全件点検
	現地調査	全件点検	全件点検	全件点検

④ 縦覧点検・医療情報との突合

◆事業内容

国保連介護給付適正化システムによる縦覧点検や医療情報との突合情報から、介護報酬の不適正・不正な請求を発見し、給付の適正化を図ります。介護保険制度の信頼性向上のために、国保連のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスに対する整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合には介護報酬の返還を求めます。

◆計画値

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
山梨県国民健康保険団体連合会 への委託の実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施

⑤ 介護給付費の通知

◆事業内容

サービスの適正な利用と給付費の適正化に向けて、年4回、1か月分の利用状況を本人又は家族に通知します。

◆計画値

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
給付明細発送回数	4回／年	4回／年	4回／年

第3章 地域支援事業

< 地域支援事業の概要 >

地域支援事業は村が主体となって実施するもので、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、もし要介護状態等となっても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とした事業で、大きく分けて以下の3つの事業で構成されています。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業は、第1号被保険者すべてを対象に、支援を必要とする高齢者を把握するための介護予防把握事業や介護予防普及啓発事業、住民主体の介護予防活動の育成・支援等を実施します。

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者及び事業対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の指定事業者によるサービスは継続しつつ、地域住民が主体となって運営する基準を緩和したサービスを実施します。

2 包括的支援事業

総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の各業務を地域包括支援センターにおいて実施します。

また、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に関しても取り組みます。

3 任意事業

地域支援事業の理念にかなった事業を、地域の実情に応じ、市町村独自の発想や創意工夫を生かした形態により実施する事業です。

【地域支援事業の全体像】

1 介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

介護予防・生活支援サービス事業

2 包括的支援事業

地域包括支援センターの運営

在宅医療・介護連携推進事業

認知症総合支援事業

生活支援体制整備事業

3 任意事業

介護給付費適正化事業

介護家族支援事業

その他の事業

1 介護予防・日常生活支援総合事業

村が中心となって実施する事業で、地域の実情に応じて、支え合い体制づくりの推進に向けた様々な事業を実施します。

地域住民の参画をはじめ、多様な主体による支援体制を構築し、地域の要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援の充実を目指します。

< 第8期計画における介護予防・日常生活支援総合事業の概要 >

- ◆介護予防・日常生活支援総合事業では、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた事業が展開されています。
- ◆年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。
- ◆リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

- **介護予防把握事業**
地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。
- **介護予防普及啓発事業**
介護予防活動の普及啓発を行います。
- **地域介護予防活動支援事業**
地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援に努めます。
- **一般介護予防事業評価事業**
介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行うよう努めます。
- **地域リハビリテーション活動支援事業**
地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

(1) 一般介護予防事業

すべての第1号被保険者（65歳以上）を対象とする事業で、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自主的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施するような地域社会の構築を目的に実施します。

① 介護予防把握事業

◆事業内容：実績と計画

保健師による健康教育や家庭訪問等で、要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握します。

介護予防把握事業	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
対象者把握者数 (人/年)	16	16	17	20	22	25

◆施策の方向

- ・関係機関と連携して介護予防事業対象者を把握し、適切な介護予防事業への参加を推進します。
- ・個人情報保護の観点に留意し、介護予防ケアマネジメントや事業実施の際に活用することについて同意を得ながら対象者の把握を行います。

② 介護予防普及啓発事業

◆事業内容：実績と計画

高齢者を対象に健康が維持されるよう、また、認知症や閉じこもり予防等の介護予防に関する知識の普及・啓発を行うもので、地域の様々な資源を活用して高齢者の心身の状況にあわせて実施する事業です。

【脳イキイキ教室】

理学療法士による体操や季節の行事など、認知症予防や閉じこもりの予防を目指す教室を実施しています。

【介護予防普及啓発事業】 脳イキイキ教室	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数 (回/年)	24	23	9	24	24	24
延べ実施者数 (人/年)	354	349	134	360	384	408

*令和2年度（2020年度）については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施回数を減少しました。

【貯筋会】

転倒予防を目的とした筋力アップの体操教室を実施しています。

【介護予防普及啓発事業】 貯筋会	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数 (回/年)	24	20	-	24	24	24
延べ実施者数 (人/年)	299	340	-	340	364	388

* 令和2年度（2020年度）については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

◆施策の方向

- ・各事業内容の充実を図るとともに事業の周知に努め、高齢者の健康増進及び生きがいに努めます。
- ・指導者やスタッフの確保に努め、事業の実施にあたっては、参加者の身体機能の状態に柔軟な対応を図ります。
- ・高齢者同士によるグループ・団体の育成の場としても活用できるように事業の周知に努め、参加者（特に男性）の増加を図ります。
- ・効果的な実施を目指して、保健師・看護職員等専門スタッフの資質の向上を図ります。
- ・主治医の所見が必要な対象者には、医療機関との連携を図ったうえで実施します。
- ・事故防止のために十分な注意を払うとともに、対象者の安全面に留意して実施します。
- ・緊急時に対応できる体制の整備に努めます。

③ 地域介護予防活動支援事業

◆事業内容：実績と計画

介護が必要な状態にならないように予防し、高齢者の生活の質を高めることを目的に、地域における自主的な活動組織を育成し、介護予防活動の拡大を支援する事業です。また、介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修等も実施します。

◆施策の方向

- ・ボランティアや地域活動組織の積極的な活用のために、介護予防事業との有機的な連携に努めます。

④ 一般介護予防事業評価事業

◆事業内容：実績と計画

地域支援事業の介護予防効果に関するデータの測定・解析を行い、介護予防施策を総合的に評価する事業です。

◆施策の方向

- ・年度ごとに介護予防の効果について適正な評価を行い、各種事業の改善に努めます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

◆事業内容：実績と計画

地域における介護予防の取り組みを強化するために、通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の派遣を行い、自立支援への視点を共有できるように支援していきます。

◆施策の方向

- ・リハビリテーション専門職等を活用した介護予防の機能強化に努めていきます。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

65歳以上の高齢者で要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下があると判断された方を対象に、要介護状態の軽減及び悪化等の防止を図るための事業です。

① 通所型介護予防事業

◆事業内容：実績と計画

【通所型サービス（第1号通所事業）】

現行の通所介護相当のサービスで、通所介護（デイサービス）による生活機能向上のための機能訓練等を行うサービス事業です。

通所型サービス (第1号通所事業)	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ実施者数 (人/年)	12	24	48	48	48	60

◆施策の方向

- ・基本チェックリスト等により事業対象者等を把握し、関係機関と連携しながら適切な介護予防事業への参加を推進します。
- ・新たな、住民主体となる「多様なサービス」を検討していきます。

② 訪問型介護予防事業

◆事業内容：実績と計画

【訪問型サービス（第1号訪問事業）】

現行の訪問介護相当のサービスで、ホームヘルパーなどによる身体介護や、清掃・洗濯などの生活援助等の日常生活上の支援を行うサービス事業です。

訪問型サービス (第1号訪問事業)	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ実施者数 (人/年)	12	0	24	24	36	36

◆施策の方向

- ・基本チェックリスト等により事業対象者等を把握し、関係機関と連携しながら適切な介護予防事業への参加を推進します。
- ・新たな、住民主体となる「多様なサービス」を検討していきます。

2 包括的支援事業

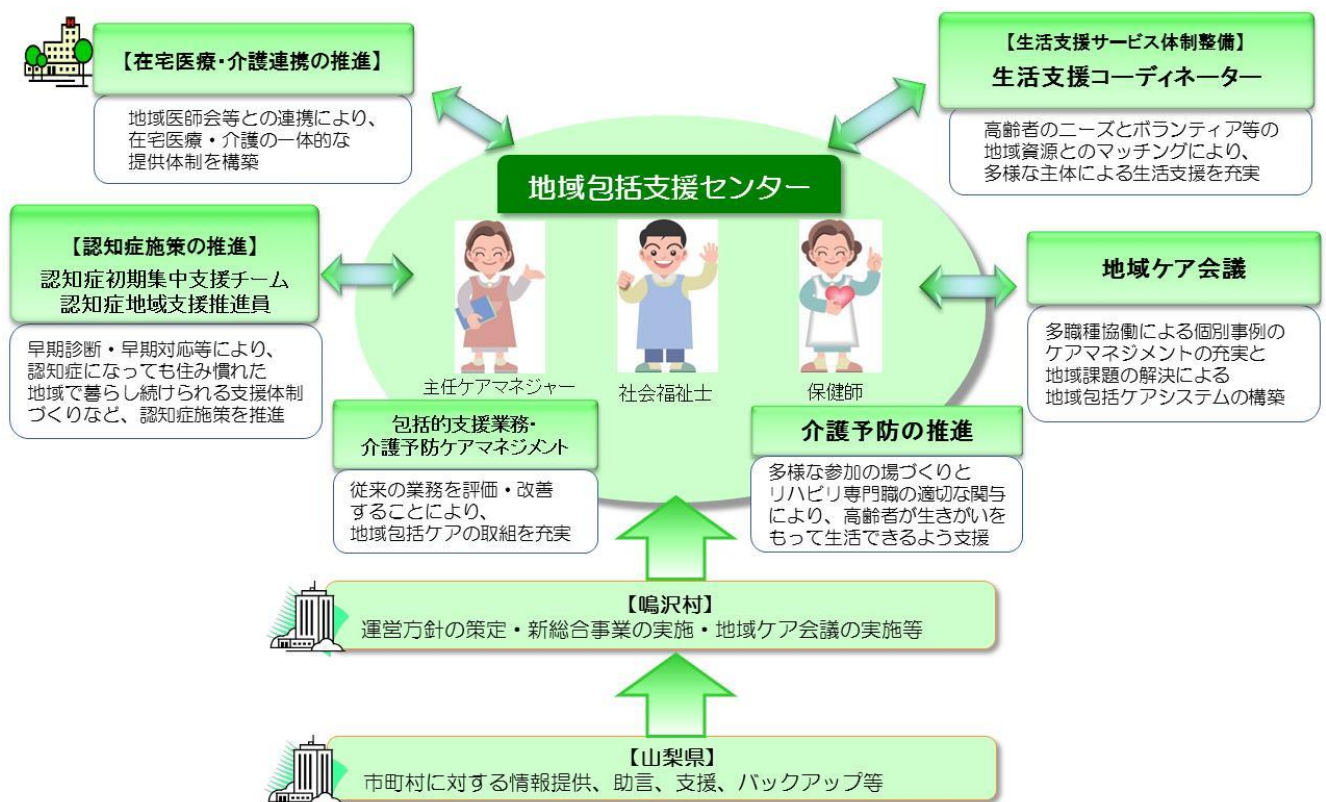
(1) 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域において自立的な生活を継続できるよう、総合相談・支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う公正・中立の立場の中核機関として、村直轄の「地域包括支援センター」が設置されています。

高齢化の進行に伴い、全国的にも地域包括支援センターへの相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容についても権利擁護や認知症支援、虐待防止等の専門的な対応が必要となるケースが増加しています。また、介護予防対象者の増加に伴ってケアプランの作成件数も増加しており、地域包括ケアシステムにおける拠点としての重要性も高まっています。

今後は地域住民や地域の支援者、福祉に関わる事業者、医療機関、行政が連携し、必要な支援を包括的・継続的に提供できるよう、引き続き地域のネットワークづくりを推進するとともに、相談支援機能の強化に向けて、社会福祉士をはじめとした専門職の確保とセンターの運営に関わる人材の育成に努めます。

< 地域包括支援センターの機能強化（イメージ） >



① 地域包括支援センターの運営

◆事業内容

・介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者等が要介護状態等になることを予防するため、心身の状況等に応じて、介護予防・生活支援サービス事業または一般介護予防事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、ケアプランの作成と事業の実施及び実施後の評価を行い、高齢者の自立保持につなげます。

・総合相談支援業務、権利擁護業務

地域包括支援センターは、高齢者相談窓口として高齢者やその家族に関する相談を訪問・来庁・電話等で受け付け、必要な支援に繋がっています。

相談内容については、介護保険に関することや日常生活に関する困りごとだけでなく、高齢者に対する虐待や権利擁護に関する支援等、専門職が幅広く総合的に対応し、多面的支援を行います。

アンケート調査においては、認知症等の専門的な相談窓口としての機能は認知度が低くなっているため、今後は相談窓口の周知を徹底し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりに努めます。

・ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域包括支援センターが中心となって、ケアマネージャーが個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実施するための基盤整備や後方支援、ケアマネージャーの技術・能力の向上を図る研修を実施します。

基盤整備にあたっては、地域の関係機関との連携を通じて、様々な社会資源を最大限に活用した協力体制の構築を行います。

特に支援困難事例等に対しては、適切なマネジメントが行われるよう、医療機関、サービス提供事業所等の関係機関との連携により対応を強化します。

・地域ケア会議の充実

必要に応じて地域ケア会議を開催し、包括的支援事業として展開する在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の進捗状況を報告し、地域における課題を明確にしたうえで、その解決に向けて取り組みます。

今後も地域包括ケアシステムの一層の深化・推進に向けて、ケアマネージャーや民生委員・児童委員等の多職種連携による地域ケア会議開催の促進に努めます。

◆実績と計画

	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域ケア会議の開催	2	1	1	3	3	3

② 在宅医療・介護連携推進事業

◆事業内容

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制づくりに向けて、富士・東部圏域の医療機関等との連携を図ります。

また、圏域における医療と本村の連携強化を目的として、地域の医療関係者・介護サービス事業者等とともに事業の実施に向けて協議を進めます。

◆実績と計画

	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅医療・ 介護連携推進会議開催	2	1	1	3	3	3
在宅医療・ 介護普及啓発講演会開催	0	1	-	1	1	2
在宅医療・ 介護普及啓発講演会参加者数	0	70	-	30	30	60
在宅見取り件数	0	0	3	3	5	5

*令和2年度(2020年度)の「在宅医療・介護普及啓発講演会」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

③ 認知症総合支援事業

◆事業内容

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に早期に係わる支援体制の確立に努めます。

・認知症ケアパス

認知症と疑われる症状が発症した際から進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスの支援を受ければ良いかわかるようにサービスの提供の流れ(認知症ケアパス)を作成し、周知します。

・認知症集中支援チーム、認知症地域支援推進員

認知症集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の協力のもと、認知症又はその疑いのある方の家族をチーム員が訪問して日常生活の困りごとや心配ごとを確認し、状態や病状にあった対応のアドバイスや、家族の介護負担軽減などの支援を行う認知症総合支援事業を継続します。

・認知症カフェ運営支援

認知症カフェを開催し、認知症に対する正しい理解の普及と理解促進に努め、認知症の方やその家族同士の交流等を引き続き実施します。地域包括支援センターからは、認知症地域支援推進員を派遣します。

・認知症サポーター養成事業

認知症に対する正しい知識を持ち、地域の認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成を推進します。

また、認知症サポーターへのフォローアップについて検討を進めるとともに、地域で支援を必要とする認知症の方に対して、その近隣に住む認知症サポーターによって編成される「チームオレンジ」の整備に努め、地域住民同士で助けあう共生社会の実現を目指します。

◆実績と計画

	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症初期集中支援チームの稼働件数	2	1	0	3	3	3
認知症地域支援推進員数	2	2	2	3	3	3
認知症カフェの設置	1	1	1	1	1	1
認知症サポーター養成講座の開催	0	1	-	2	2	2
認知症サポーター養成人数	0	51	-	70	70	70
チームオレンジの設置	0	0	0	0	1	1
認知症サポート事業所登録件数	-	-	2	3	4	5

*令和2年度(2020年度)の「認知症サポーター養成講座」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

④ 生活支援体制整備事業

◆事業内容

事業者、ボランティア、NPOなどの多様な主体による高齢者の日常生活を支えるための生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の支援の担い手確保に努めます。

また、地域で提供される介護予防・生活支援サービスを把握し、地域全体で総合的に支援・調整し、ネットワーク化や多様なサービスの創出などを行う生活支援コーディネーターを引き続き配置し、国のガイドライン等を参考にしながら、地域包括支援センター及び生活支援等サービスの提供主体等と情報を共有し、連携及び協働による体制整備を推進することを目的とする協議体を設置します。

◆実績と計画

	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活支援コーディネーターの配置	1	1	1	1	1	1
協議体の開催	1	1	1	3	3	3

3 任意事業

地域支援事業の理念にかなった事業を、地域の実情に応じて市町村独自の発想や創意工夫を生かした形態により実施する事業で、介護給付費適正化事業や家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業等が該当します。本村では、家族介護支援事業を実施します。

◆実績と計画

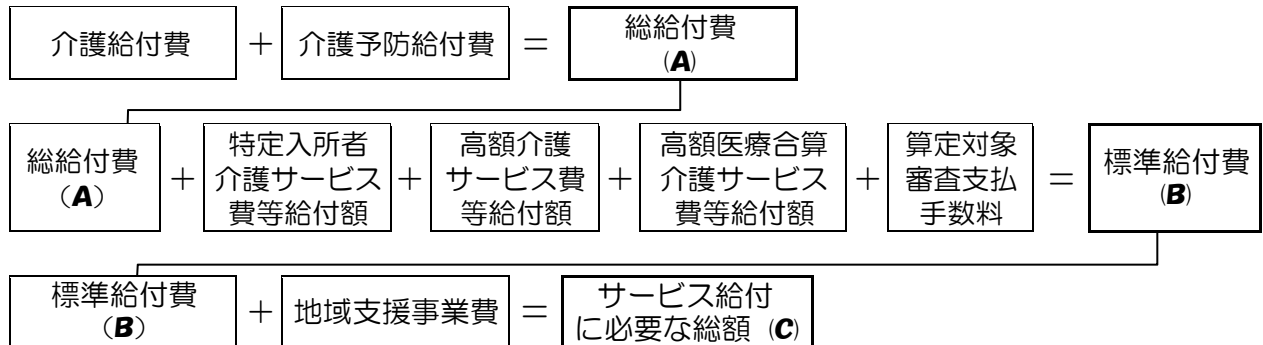
	第7期 実績値			第8期 計画値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
家族介護者を対象とした介護教室の開催	1	1	-	1	1	1

*令和2年度(2020年度)については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

第4章 介護保険事業費の算定

1 介護保険事業費の推計

各計画年度における介護保険事業に係る給付費の見込みは以下の算式で算出され、介護報酬の改定及び介護職員の処遇改善の見直しを勘案した影響額を反映させた第8期計画期間のサービス給付に必要な総額（C）は、910,508,671円となります。



① 介護給付費

(単位：円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
居宅サービス				
①訪問介護	15,228,000	15,492,000	16,063,000	46,783,000
②訪問入浴介護	150,000	150,000	150,000	450,000
③訪問看護	8,645,000	7,972,000	8,662,000	25,279,000
④訪問リハビリテーション	1,741,000	1,742,000	2,380,000	5,863,000
⑤居宅療養管理指導	1,816,000	1,318,000	1,568,000	4,702,000
⑥通所介護	45,856,000	49,597,000	55,120,000	150,573,000
⑦通所リハビリテーション	9,323,000	9,329,000	10,523,000	29,175,000
⑧短期入所生活介護	33,881,000	34,978,000	36,789,000	105,648,000
⑨短期入所療養介護	0	0	0	0
⑩福祉用具貸与	7,558,000	8,368,000	8,368,000	24,294,000
⑪特定福祉用具販売	248,000	248,000	248,000	744,000
⑫住宅改修	1,080,000	1,080,000	1,080,000	3,240,000
⑬特定施設入居者生活介護	8,414,000	8,418,000	8,418,000	25,250,000
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,177,000	2,178,000	2,178,000	6,533,000
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	12,774,000	13,692,000	13,692,000	40,158,000
④認知症対応型通所介護	3,785,000	3,787,000	3,787,000	11,359,000
⑤小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑥認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	42,590,000	45,737,000	48,860,000	137,187,000
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
施設サービス				
①介護老人福祉施設	20,306,000	23,486,000	23,486,000	67,278,000
②介護老人保健施設	30,220,000	30,237,000	30,237,000	90,694,000
③介護医療院	0	0	0	0
④介護療養型医療施設	0	0	0	0
居宅介護支援	16,417,000	17,725,000	17,830,000	51,972,000
介護給付費計	262,209,000	275,534,000	289,439,000	827,182,000

* 給付費は、費用額の90%です。

* 各給付とも、100円の単位で四捨五入しています。

② 介護予防給付費

(単位:円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	0	0	0	0
③介護予防訪問リハビリテーション	546,000	546,000	546,000	1,638,000
④介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0
⑤介護予防通所リハビリテーション	492,000	492,000	492,000	1,476,000
⑥介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	50,000	50,000	50,000	150,000
⑨特定介護予防福祉用具販売	0	0	0	0
⑩介護予防住宅改修	121,000	121,000	121,000	363,000
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	156,000	156,000	156,000	468,000
介護予防給付費計	1,365,000	1,365,000	1,365,000	4,095,000

*給付費は、費用額の90%です。 *各給付とも、100円の単位で四捨五入しています。

総給付費(A) (介護給付費+介護予防給付費)	263,574,000	276,899,000	290,804,000	831,277,000
-------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

③ 標準給付費

(単位:円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
総給付費	263,574,000	276,899,000	290,804,000	831,277,000
特定入所者介護サービス費等給付額	8,682,100	7,457,366	7,867,520	24,006,986
高額介護サービス費等給付額	4,876,321	4,558,654	4,809,918	14,244,893
高額医療合算介護サービス費等給付額	223,535	210,288	221,879	655,702
算定対象審査支払手数料	304,958	286,836	302,662	894,456
標準給付費見込額(B)	277,660,914	289,412,144	304,005,979	871,079,037

④ 地域支援事業費

(単位:円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
地域支援事業費	11,851,000	12,864,512	14,714,122	39,429,634
介護予防・日常生活支援総合事業費	3,077,000	3,340,149	3,820,055	10,237,204
包括的支援事業・任意事業費	8,128,000	8,823,116	10,091,972	27,043,088
包括的支援事業(社会保障充実分)	646,000	701,247	802,095	2,149,342

【介護予防・日常生活支援総合事業】

(単位：円 ※()の数値を除く)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
訪問介護相当サービス	312,000	338,683	387,389	1,038,072
(利用者数：人)	(2)	(3)	(3)	(8)
訪問型サービスA	0	0	0	0
(利用者数：人)	(0)	(0)	(0)	(0)
訪問型サービスB	0	0	0	0
訪問型サービスC	0	0	0	0
訪問型サービスD	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0
通所介護相当サービス	1,200,000	1,302,625	1,489,957	3,992,582
(利用者数：人)	(4)	(4)	(5)	(13)
通所型サービスA	0	0	0	0
(利用者数：人)	(0)	(0)	(0)	(0)
通所型サービスB	0	0	0	0
通所型サービスC	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービス の一体的提供等	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	274,000	297,433	340,207	911,640
介護予防把握事業	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	1,284,000	1,393,809	1,594,254	4,272,063
地域介護予防活動支援事業	0	0	0	0
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	0	0	0	0
上記以外の介護予防・日常生活総合支援	7,000	7,599	8,248	22,847

【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業】

(単位：円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	8,000,000	8,684,169	9,933,043	26,617,212
任意事業	128,000	138,947	158,929	425,876

【包括的支援事業（社会保障充実分）】

(単位：円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
在宅医療・介護連携推進事業	0	0	0	0
生活支援体制整備事業	0	0	0	0
認知症初期集中支援推進事業	449,000	487,399	557,493	1,493,892
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0	0
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	197,000	213,848	244,602	655,450

⑤ サービス給付費総額

(単位：円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
サービス給付費総額 (C) (標準給付費＋地域支援事業費)	289,511,914	302,276,656	318,720,101	910,508,671

*小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もあります。

2 第1号被保険者の保険料の推計

(1) 保険給付費の財源構成

第1号被保険者の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の標準給付費（総事業費の90%）が提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（原則10%）を除いた標準総給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。

また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

【介護保険サービス総事業費の財源構成】

総事業費

標準総給付費（総事業費の90%）						利用者負担 *1 （総事業費 の10%）
保険料 50%		公費 50%				
第1号被保険者 保険料 23%	第2号被保険者 保険料 27%	国		県	村	
				調整交付金 5% (全国標準)	20% (定率)	12.5% (定率)

◎施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%（定率）、県が17.5%（定率）、村が12.5%（定率）となります。

◎第7期計画以降は高齢化の進展に伴い、第1号被保険者の負担率が第6期計画の22%から23%に改正されました。

*1 第7期計画以降は、一定以上の所得のある方（前年の合計所得金額が160万円以上、年金収入で単身 280万円以上、夫婦 346万円以上）の利用者負担の割合は20%、さらに現役並みの所得のある方（「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合、夫婦世帯の場合463万円以上）」）3割負担（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）となりました。

(2) 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本村の第8期計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費＋地域支援事業費）は 910,508,671円となります。この額に第1号被保険者の負担割合（23%^{*1}）を乗じ、「調整交付金相当額^{*2}」、「調整交付金の見込み額^{*2}」、「財政安定化基金^{*3} 拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取り崩し額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

+	標準給付費見込額	+	地域支援事業費	×	第1号被保険者負担割合*1
	871,079,037円		39,429,634円		23%
+	調整交付金相当額*2 (標準給付費額の5.0%)	-	調整交付金見込み額*2 (交付割合: R3=2.76%、 R4=3.13%、 R5=2.42%)	+	財政安定化基金*3拠出見込み額 (拠出率 = 0.0%)
	44,065,812円		24,360,000円		0円
+	財政安定化基金償還金	-	準備基金取り崩し額	=	保険料収納必要額
	0円		15,100,000円		214,022,806円

※1 第7期計画以降は高齢化の進展に伴い、第1号被保険者の負担率が第6期計画の22%から23%に改正されています。

※2 調整交付金の交付割合（%）の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合（%）が増減します。

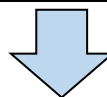
※3 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことで、このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

(3) 第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本村の第1号被保険者は3年間で延べ3,200人と推計されます。しかしながら、保険料算出のためには所得段階別にみた補正を行う必要があり、その結果、最終的な所得段階別加入割合補正後の被保険者数は3,336人(D)となります。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
第1号被保険者数	1,055人	1,063人	1,082人	3,200人
前期(65~74歳)	545人	513人	515人	1,573人
後期(75歳以上)	510人	550人	567人	1,627人

基準 所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合(%)			
	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		R3	R4	R5	
第1段階	137人	(13.0%)	138人	(13.0%)	141人	(13.0%)	0.50	0.50	0.50	
第2段階	76人	(7.2%)	77人	(7.2%)	78人	(7.2%)	0.75	0.75	0.75	
第3段階	69人	(6.5%)	69人	(6.5%)	70人	(6.5%)	0.75	0.75	0.75	
第4段階	142人	(13.5%)	144人	(13.5%)	146人	(13.5%)	0.90	0.90	0.90	
第5段階	174人	(16.5%)	175人	(16.5%)	178人	(16.5%)	1.00	1.00	1.00	
第6段階	190人	(18.0%)	191人	(18.0%)	195人	(18.0%)	1.20	1.20	1.20	
第7段階	120万円	115人	(10.9%)	116人	(10.9%)	118人	(10.9%)	1.30	1.30	1.30
第8段階	210万円	75人	(7.1%)	75人	(7.1%)	77人	(7.1%)	1.50	1.50	1.50
第9段階	320万円	77人	(7.3%)	78人	(7.3%)	79人	(7.3%)	1.70	1.70	1.70
計	1,055人	(100.0%)	1,063人	(100.0%)	1,082人	(100.0%)				



例えば、令和3年度の第1段階の所得階層別加入割合を補正した後の保険者数は、137人×0.50(基準額に対する割合)=68.5人となります。

所得段階別加入割合 補正後被保険者数	1,100人	1,108人	1,128人	3年間計 (D)	3,336人
-----------------------	--------	--------	--------	-------------	--------

算出された保険料収納必要額(214,022,806円)に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を99.0%と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第8期計画(令和3年度~令和5年度)においては、第1号被保険者の高齢者総数の増加に伴い給付費も伸びており、介護保険料基準月額は5,781円となりますが、準備基金を取り崩すことで介護保険料基準月額は5,400円になります。

<table border="1"> <tr><td>保険料収納必要額</td></tr> <tr><td>214,022,806円</td></tr> </table>	保険料収納必要額	214,022,806円	÷	<table border="1"> <tr><td>予定保険料収納率</td></tr> <tr><td>99.0%</td></tr> </table>	予定保険料収納率	99.0%	÷	<table border="1"> <tr><td>所得段階別加入割合補正後 被保険者数(3年間分)</td></tr> <tr><td>3,336人</td></tr> </table>	所得段階別加入割合補正後 被保険者数(3年間分)	3,336人
保険料収納必要額										
214,022,806円										
予定保険料収納率										
99.0%										
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(3年間分)										
3,336人										
⇒	<table border="1"> <tr><td>保険料基準 年額</td></tr> <tr><td>64,800円</td></tr> </table>	保険料基準 年額	64,800円	⇒	<table border="1"> <tr><td>保険料基準 月額</td></tr> <tr><td>5,400円</td></tr> </table>	保険料基準 月額	5,400円			
保険料基準 年額										
64,800円										
保険料基準 月額										
5,400円										
	<table border="1"> <tr><td>第7期保険料月額</td></tr> <tr><td>4,800円</td></tr> </table>	第7期保険料月額	4,800円	⇒	<table border="1"> <tr><td>第8期保険料月額</td></tr> <tr><td>5,400円</td></tr> </table>	第8期保険料月額	5,400円	<table border="1"> <tr><td>増減率</td></tr> <tr><td>12.5%</td></tr> </table>	増減率	12.5%
第7期保険料月額										
4,800円										
第8期保険料月額										
5,400円										
増減率										
12.5%										

【第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の方	0.50 (0.30)	2,700円 (1,620円)	32,400円 (19,440円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.75 (0.50)	4,050円 (2,700円)	48,600円 (32,400円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える方	0.75 (0.70)	4,050円 (3,780円)	48,600円 (45,360円)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	0.90	4,860円	58,320円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	1.00	5,400円	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,480円	77,760円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円未満の方	1.30	7,020円	84,240円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円未満の方	1.50	8,100円	97,200円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上の方	1.70	9,180円	110,160円

◎第1段階から第3段階の保険料については、公費による軽減措置が実施されます(表中()内に記載)。

第5章 高齢者の健康・生きがいつくり

高齢者が心身ともに健康であるためには、生きがいつくりが重要となります。本村では特定健康診査受診の推進や健康相談をとおして高齢者の健康づくりに取り組むとともに、高齢者が今まで培った経験や知識を生かした社会活動や魅力ある活動の推進に取り組めます。さらに、就労を希望する高齢者には就労の確保に向けた支援に取り組めます。

(1) 高齢者の健康づくりの推進

① 生活習慣病予防の推進

医療保険者において実施される特定健康診査の受診率を向上させ、特定保健指導の参加者の増加に努めます。また、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防を推進するとともに、各種健康診査やがん検診などによる総合的な保健サービスに努めます。

② 健康相談の充実

加齢による身体機能や生活機能の低下を抑え、疾病の予防と早期発見及び健康づくりのため、多くの高齢者が利用する村営温泉等で保健師による健康相談を行うなど、健康相談の充実を図ります。

(2) お達者クラブ活動への支援

① お達者クラブ加入促進

会員（70歳から加入）が参加しやすいよう、魅力のあるクラブ活動の推進を図るとともに、後継者の育成に努めます。

② お達者クラブ事業の支援

魅力あるお達者クラブ活動を行うことにより、若手会員（74歳以下）の事業への参加率を高め、高齢者の相互交流や自主的活動の場として、お達者クラブを支援していきます。

③ 世代間交流活動の推進

地域世代間との交流を活発化するための事業を推進するとともに、地域で暮らす高齢者同士が支え合う活動の推進を図ります。

④ シニアリーダーの育成支援

お達者クラブの各種活動リーダー（シニアリーダー）の育成を支援します。

⑤ ニーズにあった活動内容の検討

高齢者の年代によるニーズの差を明確に捉え、県の助成事業の活用や新しい活動内容についても検討していきます。

(3) 生涯学習の推進

① 公民館の活用

地域の公民館等を活用し、身近なところでの生涯学習の場の提供に努め、参加の機会拡大を図ります。

② 指導者の育成・確保

多様化する学習活動に対応するため、豊かな知識、技術、生活の知恵を持った高齢者の協力により、指導者の育成・確保を進めます。

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

① 活動の普及促進

身体の状態や体力に応じて気軽にできる運動等を様々な媒体をとおして紹介することで、活動の普及に努めます。

② スポーツ・レクリエーション活動の推進

高齢者の健康・体力の維持増進と社会的交流を深めるために、各種スポーツ大会、異世代交流の実施を図ります。

③ 日常生活における体力向上指導

生活の中で運動を取り入れられるよう、家族や地域で、高齢者をはじめ誰もが取り組みやすい運動についての情報提供に努め、健康増進や体力の向上に努めます。

④ スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

多様なスポーツニーズに応えられるよう、運動場、体育館、テニスコート場等の既存施設の利用促進に努め、健康増進や体力の維持・向上を図ります。

⑤ 団体・グループの支援

現在活動する地区の運動グループ同士が情報を交換しあい、大会を開催する等交流の機会を拡大し、広報や各種イベント等でスポーツの大切さや団体・グループ活動の紹介を行い、参加者の増加を促進します。

⑥ 指導者の育成・確保

高齢者個々の身体状況にあった多様なスポーツ活動の機会を提供するため、スポーツ、保健等の総合的な知識を備えた指導者の育成・確保に努めます。

(5) 就業等の支援

① シルバー人材センターの支援

シルバー人材センターの自主事業の拡大・充実を支援し、多様な業種の展開を図ることで、より多くの高齢者の就業を促進します。また、介護現場における元気高齢者の雇用促進を検討します。

② 就労情報提供の充実

働く意欲のある高齢者が就労の機会に恵まれるよう、シルバー人材センター等と連携して、高齢者雇用に関する情報提供の充実に努めます。また、就労を通じた社会参加の促進を目的として、企業・団体との新たなネットワークの構築や、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討し、高齢者個々の特性や希望に応じた就労的活動の推進に努めます。

③ 就業に向けての各種講座への参加促進

多様化する職種の需要に対応するため、各種の経験や技術を有する高齢者の把握に努めるとともに、県や関係機関の技能講座等への参加を促進します。

(6) 地域活動・社会活動への参加支援

① 地域におけるボランティア体制づくり

ボランティア講座等の開催に積極的に取り組み、地域ぐるみでボランティアができる体制づくりを検討します。また、「たっしやになるなるカード」等を活用したポイント制度の普及啓発を推進するとともに、有償ボランティア制度の導入について検討する等、支援の担い手の確保に努めます。

② 世代間交流活動の推進

学校や保育所で昔から伝えられている文化の伝承等を行い、世代間の交流を図ります。

第6章 高齢者にやさしい村づくり

年齢を重ねるにつれて、身体機能や認知機能が低下するのは自然なことです。これらの機能低下により、日常生活の些細なきっかけで高齢者が被害に遭う事件・事故が多くなっています。高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らすために、地域住民による高齢者支援への意識づくりや高齢者を支えるボランティア活動が重要です。

また、住宅改修の支援や、道路や建築物にユニバーサルデザイン及びバリアフリーの導入を浸透させるなど外出環境の充実を図るとともに、高齢者が被害に遭わないよう事故・事件への安全対策の支援を行い、高齢者にやさしい村づくりに取り組みます。

(1) 地域福祉事業

① 地域福祉の広報・啓発

ひとり暮らしの高齢者や要介護高齢者、障害を持つ高齢者をはじめ、すべての高齢者が安心して暮らすことができるよう、地域福祉の必要性について啓発していきます。

② 地域における交流機会

地域住民が日常的に、世代を超えて気軽に話し合うことのできる機会の提供を図ります。

③ 地域包括ケア体制づくり

行政、医療、保健、福祉等の関係機関が連携し、住民参画のもと、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築に努めます。

④ 介護現場革新に関する取り組み

国や県の動向に注視し、ICTやロボットの活用等を通じて介護現場の革新を図ります。また、国の指針を踏まえ、業務効率化の観点から、個々の申請様式や添付書類の標準化及び手続きの簡素化について検討し、介護職員・介護従業者等の負担軽減を図ります。

(2) ボランティア活動等への支援

① ボランティア活動の広報・啓発

地域のボランティア活動をボランティアだより等で紹介し、活動の普及啓発を行います。また、活動を希望する住民や機関からの相談を受け付けます。

② 人材の育成・確保

ボランティア研修会等を開催し、ボランティアに関わる人材の育成・確保に努めます。

③ ボランティア連絡協議会の設置

ボランティア団体への助成を通じて活動を支援するとともに、情報提供や連絡会を実施し、ボランティアのネットワーク化を進めます。

④ ボランティア活動への参加拡大

ボランティア活動の参加者に偏りが生じないように、小・中・高校生等、年代、性別を超えた幅広い層へ社会参加の理解と参加を求めます。

⑤ ボランティア活動拠点の充実

ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会において、ボランティアの活性化や活動面での充実を図るとともに、研修会等を開催して専門知識や技術の向上に努めます。また、お達者クラブと連携を図り、高齢者が積極的に社会参加できるよう、ボランティア活動等の場を多く設けます。

(3) 高齢者が住みやすい地域づくり

① 公共施設における設備の充実

高齢者が安心して外出できるよう、バリアフリーの考え方を浸透させるとともに、公共施設における手すりやエレベーター、トイレ等の計画的な整備に努めます。

② ユニバーサルデザインの導入

公共施設の整備においては、バリアフリーの考え方を一歩進め、設計段階から誰もが安心してきて、利用しやすいと感じられるユニバーサルデザインの考え方を浸透させていきます。

③ 公共交通機関への働きかけ

バス等の公共交通機関に対して、誰もが利用しやすい機関となるよう、高齢者等の交通弱者への対応を視野に入れた低床バス等設備の導入や、バス路線の確保等を働きかけます。

④ 民間事業者への指導・啓発

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や、県の「山梨県障害者幸住条例（平成27年度改正）」に基づき、公共性の高い建築物整備に関わる民間事業者への指導・啓発に努めます。

(4) 住宅対策

① 県建築士会等との連携

県の建築士会等との連携を図り、住宅改修等について、住宅に関する相談・指導の充実を図ります。また、高齢者の個々の特性に応じて、作業療法士等のリハビリテーション専門職と連携した点検の実施を検討します。

② 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の充実

圏域内の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供状況等の情報の把握に努め、住民への情報提供と利用促進に努めます。

◆実績と計画

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス付き高齢者 住宅 (※特定施設の指定を 受けていないもの)	利用者数 (人/月)		13	11	12	13	14
	必要利用定員 (人/月)		19	19	19	19	19

(5) 交通安全対策・防犯防災対策

① 交通安全意識の高揚

警察機関や自治会、お達者クラブ等と連携して、高齢者のための講習会等を開催し、交通安全教育の充実を図るとともに、夜間の反射材の着用等を推進し、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

② 交通安全設備の整備促進

歩道や信号機、カーブミラー等、高齢者が利用しやすい交通安全施設の整備を行います。

③ 避難行動要支援者名簿の更新及び活用

災害時に高齢者を安全に避難させたり、居場所を確認したりするために重要な避難行動要支援者名簿を適時更新し、民生委員等と情報共有することで、災害が発生した際でも即時、有効活用できる体制を整えていきます。

④ 高齢者を支援する活動のネットワーク化

地域全体で高齢者を支えるため、防災ボランティアや地域住民の協力のもと、高齢者への日常生活支援や安否確認の活動のネットワーク化を進め、高齢者が安心して暮らしていくことのできる体制を整備します。

⑤ 感染症対策に関する体制整備

「鳴沢村新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく緊急時の体制構築と対策行動により、感染拡大の防止と村民の生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努めます。

また、サービスを提供する事業所をはじめ、関係機関、団体、村民等に対して国のガイドラインに基づく感染防止策の徹底を呼び掛けるとともに、事業所に対しては感染症対策に必要な物資の備蓄の必要性について周知啓発を行います。

⑥ 消費者教育と相談の充実

高齢者が悪質な訪問販売等の被害に遭わないよう、消費者教育の充実に努めます。

⑦ クーリングオフ制度や消費生活センターの利用促進

クーリングオフ制度や消費生活センターの利用について広報・啓発を図るとともに、自らが被害に遭わないような防犯意識の高揚に努めます。

第7章 計画を推進するための施策

高齢者や家族、地域住民、地域のあらゆる分野における関係機関・団体等が、高齢者福祉や介護保険事業等の知識を深めるとともに情報提供・相談体制の充実を図り、連携を強化する取り組みが重要です。

(1) 情報提供体制の充実

① 広報紙等既存媒体の活用

広報紙に高齢者福祉や介護保険制度の改正等に関する記事を掲載し、住民全体に対して分かりやすい情報提供に努めます。

② 民生委員・児童委員による広報・啓発

民生委員・児童委員等を通じて、サービスや介護保険制度の改正等に関する啓発を促進します。

③ 多様な情報媒体の利用

高齢者福祉事業や介護保険事業等の高齢者に関わる情報を住民に分かりやすく、的確に提供できるように、村のホームページを利用する等、多くの情報媒体を利用した広報・啓発を進めます。

④ 関係機関との連携強化

福祉保健課・保健師が中心となって関係機関との連携の強化及び総合調整を行い、最新の情報が提供できる体制づくりに努めます。

⑤ 事業者に対する情報提供の充実

供給者側である事業者に対しても、利用者のニーズを的確に伝えるために、アンケートや調査等を必要に応じて実施していきます。

(2) 相談援助体制の充実

① 研修等の参加促進

関係職員の知識向上のため、県等が実施する研修会や会議等への積極的な参加を推進し、既存相談事業の充実を図ります。

② 安心して相談できる窓口の設置

高齢者の権利擁護に配慮し、かつ利用しやすい窓口であるよう、環境づくりに努めます。

③ 福祉保健課を中心とした相談機能の充実

介護サービス利用の相談機能に加え、介護予防や高齢者の生活支援に関する相談等、福祉保健課（地域包括支援センター）の相談機能の充実に努めます。

(3) 地域におけるネットワークの構築

① 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターとしての機能の充実に努め、地域における相談・支援・介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメント、権利擁護事業を総括的に、公正・中立の立場から運営を図ります。

② 事業者間の連携

ケアマネジメントに関する勉強会や意見交換会を継続的に開催し、事業者間の連携強化を図ります。

③ 地域のあらゆる分野における連携強化

高齢者に関する保健、医療、福祉サービスを効果的に実施するため、地域のあらゆる分野における関係機関・団体の連携強化を図ります。

(4) 計画の推進体制の充実

① 総合的なサービス提供体制の確立

医療施設や社会福祉協議会等、関係機関との連携を密にし、総合的なサービスの提供体制を構築します。

② 庁内関係各課との連携

計画の推進にあたっては、関係する庁内各課との連携をより緊密にしていきます。

③ 近隣市町村との連携強化

県や近隣市町村との連携を強化し、必要に応じて会議を開催して計画推進についての検討を行います。

④ 手続き体制の整備

各種申請書を簡素化し、保健、医療、福祉の申請受付体制の総合化を図り、手続き方法の整備を行います。

⑤ 事業運営の点検体制

介護保険事業の運営に住民の意見が十分に反映され、円滑に、かつ適切に行われるよう、運営協議会による計画の実施及び進捗状況の点検・評価を行い、制度の充実に向けて取り組みます。

鳴 沢 村
第9次高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画
令和3年3月

発行／鳴沢村
企画・編集／鳴沢村 福祉保健課
〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村 1575 番地
(TEL) 0555-85-3081
(FAX) 0555-85-2461
(メール) fukushi@vill.narusawa.lg.jp